



# 嘉島町

Kashima Town Guide Book  
暮らしの便利帳

2022  
保存版



## 嘉島町ガイド

わがまち再発見!!  
自然・歴史などをご紹介

## 行政ガイド

嘉島町民のための様々な  
手続きや窓口案内など

## 生活ガイド

医療機関や生活に  
役立つ情報をご紹介

🔍 嘉島町  
ガイド P 6

🚶 防災 P16

📄 届出・証明 P20

💰 税金 P25

❤️ 国保・年金 P27

👤 福祉・  
介護・高齢者 P30

👨👩 子育て・  
健康・医療 P35

🎓 教育・  
生涯学習 P41

🌱 農業 P42

🏢 商工・観光 P43

🏠 消費生活・  
環境 P44

🗳️ 議会・選挙 P50

📖 生活ガイド P51

## 嘉島町役場

〒861-3192  
熊本県上益城郡  
嘉島町上島530番地

TEL 096-237-1111

## 📧 嘉島町一斉配信メール

災害関連情報や住民の方を対象とした案内情報などをメールでお知らせ  
します。QRコードまたは下記のアドレスに、空メールをお送りください。

haishin.kashima-town@raidens3.ktaiwork.jp



未使用から走行1万km未満の車に加え、お手頃価格の特選中古車がいっぱい!

新車じゃないけどピッカピカ!



# オートベル



毎日更新

全店1000台の在庫をネットやスマホでラクラク検索!



家族のだんらんタイムに!!

Q オートベル 熊本



お部屋でゆっくりくつろぎながら!!

Q オートベル 熊本



## 東バイパス店



TEL.096-381-7700

〒861-8029 熊本市東区西原3丁目3-22  
《ファミチャーアウトレットエクス1F》  
【営業】AM10:00～PM7:00(時短営業中)  
【店休日】毎週火曜日(祝日を除く)

## 浜線バイパス嘉島店



TEL.096-237-3939

〒861-3101 熊本県上益城郡嘉島町鯉1772-1  
《浜線バイパス沿い》  
【営業】AM9:00～PM7:00(時短営業中)  
【店休日】毎週火曜日(祝日を除く)

## サンロードシティ人吉店



TEL.0966-25-2055

〒868-0303 熊本県球磨郡錦町西742-3  
《人吉サンロードシティ内》  
【営業】AM9:00～PM7:00(時短営業中)  
【店休日】毎週火曜日(祝日を除く)

KASHIMA  
TOWN

町からのあいさつ



## 嘉島町「暮らしの便利帳」 発刊に当たって

嘉島町では、町の仕組みや役場窓口での諸手続きなど町民の皆さまの日常生活に必要な情報を網羅した「嘉島町 暮らしの便利帳」を作成いたしました。

町制施行50年を機に、昨今の社会情勢や町の機構改革、各種行政サービスの変更などを織り込み、いわば、町のキャッチフレーズ「活力とうるおいに満ちた田園文化都市ー住んで良かった！水の郷（さと） 嘉島ー」にうたった「嘉島ライフ」の実践ガイドブックです。

役場窓口の業務内容はもとより、町内の基幹産業や企業動向、さらには町の歴史、文化、祭りなどの知っておくと便利なお役立ち情報が満載です。「住んで良かった！」と実感いただけるような嘉島町の魅力もピックアップし、分かりやすく、楽しくお伝えします。

なお、本誌の刊行に当たりましては、官民連携方式（嘉島町＝情報提供・配布、株式会社サイネックス＝広告販売・編集・印刷）を採用し、掲載をお申し出いただいた企業・団体などからの広告収入を活用して作成いたしました。





# 嘉島町 暮らしの便利帳 INDEX

広告

土地・建物・売買・賃貸



西田不動産株式会社

嘉島町上島1161-6

TEL:096-237-1447

## 太陽の月 整骨院

営業時間	月	火	水	木	金	土	日
午前 9:00～12:00	●	●	13:00 まで	●	●	13:00 まで	×
午後 14:00～19:00	●	●	×	●	●	×	×

店休日は日曜・祝日

熊本県上益城郡嘉島町上島1161-1

TEL 096-288-7388

## 嘉島町ガイド

6

- ▶ 嘉島町の概要 ..... 6
- 嘉島町のいいところ
- ▶ 自然・景観 ..... 8
- ▶ 歴史・文化 ..... 10
- ▶ 祭り・イベント／特産品 ..... 12
- ▶ 庁舎・施設案内 ..... 14

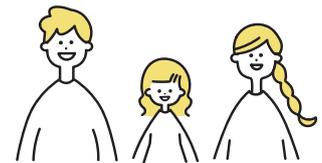


- ▶ 防災 ..... 16
- ▶ 災害に備えて ..... 16
- ▶ 避難について ..... 16
- ▶ 防災マップ ..... 18

- ▶ 税金 ..... 25
- ▶ 町税等のおもなもの ..... 25
- ▶ 納付 ..... 26

- ▶ 届出・証明 ..... 20
- ▶ 住民票・戸籍など ..... 20
- ▶ 印鑑登録に関する届出・証明書 ..... 22
- ▶ マイナンバー(個人番号) ..... 22
- ▶ 各種証明書のコンビニ交付サービス ..... 23
- ▶ 旅券(パスポート)交付の申請 ..... 24

- ▶ 国保・年金 ..... 27
- ▶ 国民健康保険 ..... 27
- ▶ 後期高齢者医療制度 ..... 28
- ▶ 国民年金 ..... 29



広告

## 嘉島産業株式会社

<http://www.kashimasangyou.co.jp/>

### 嘉島産業(株)本社

〒861-3106 熊本県上益城郡嘉島町大字上島2788-2

TEL 096-237-3377 FAX 096-237-2773

### 砕石場 宇土リサイクルセンター

〒869-0461 熊本県宇土市網津町字糖塚1902-4

TEL 0964-24-3377 FAX 0964-24-3738

永年の実績と信頼に基づく、  
確かな品質の製造・販売に努めます。

### 砕石部門

公害対策や自然環境保全対策を講じながら、銘盤用骨材の安定供給と高品質保持を目指し、健全な砕石の発展向上に努めています。

嘉島産業(株)



環境保全を第一に考えた  
「人に優しい」「地球に優しい」  
事業を目指し歩み続けています。

### 不動産賃貸部門

上通りイーストンビル・長安寺イーストンビル・水道町イーストンビル等のテナントビルを中心とした不動産賃貸業務を展開しております。

限りある資源を大切に、  
地域資源のリサイクルを図ります。

### 産業廃棄物中間処理部門

産業廃棄物の適切な中間処理によりリサイクルを図り、  
限りある資源の有効活用、活性化を促進します。併せて生活環境保全への適応に努めます。



**福祉・介護・高齢者 30**

- ▶ 介護保険 ..... 30
- ▶ 高齢者福祉 ..... 31
- ▶ 障害者福祉 ..... 31

**子育て・健康・医療 35**

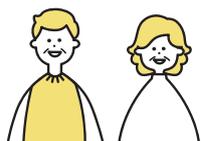
- ▶ 母子の健康 ..... 35
- ▶ 子育て支援 ..... 36
- ▶ 保育 ..... 39
- ▶ 大人の健康 ..... 40

**教育・生涯学習 41**

- ▶ 教育 ..... 41
- ▶ 生涯学習 ..... 41

**農業 42**

- ▶ 農業者のために ..... 42
- ▶ 農業振興 ..... 42



**商工・観光 43**

- ▶ 商工 ..... 43
- ▶ 観光 ..... 43

**消費生活・環境 44**

- ▶ 消費生活 ..... 44
- ▶ ごみ ..... 45
- ▶ 環境 ..... 48
- ▶ 水道 ..... 48
- ▶ ペット ..... 49
- ▶ 地籍調査 ..... 49

**議会・選挙 50**

- ▶ 議会 ..... 50
- ▶ 選挙 ..... 50

**生活ガイド 51**

※生活ガイドは、暮らしに役立つ情報を掲載しており、有料広告ページとなります。

- ▶ 医療機関リスト ..... 51
- ▶ 健康マップ ..... 52
- ▶ 住まいの基礎知識 ..... 54
- ▶ 嘉島町商工会 ..... 56



あらゆる通信情報の  
お手伝い!!

光ファイバー工事全般  
ケーブルテレビ工事  
各種電話工事・LAN工事  
各種ネットワーク工事  
各種電気工事・LED照明

**株式会社グランネット**

〒861-3102 嘉島町下六嘉3628  
TEL 235-2022 FAX 235-2024

施術時間 9:00～13:00  
15:00～20:00

**おおぞら整骨院**

嘉島町上島2198-1  
クイーンズマンション102  
(イオンモール入口 洋服のはるやま前)

TEL / FAX **237-5300**

～歩み出そう 未来へ～



特定建設業(土木・舗装・上下水道工事一式)

**株式会社 高村建設**



代表取締役 高村 倫博  
専務取締役 高村 博臣

〒861-3101  
熊本県上益城郡嘉島町鯉1489-1  
E-mail:takamura@fine.ocn.ne.jp

TEL (096)237-2225  
FAX (096)237-2716





こんなとき、どうするの？

# ライフサイクルINDEX



広告

～歩み出そう 未来へ～

## 嘉島町建設業協会

(株)アシスト	上仲間 180	096-237-2968
(株)嘉島建設	鯉 1715	096-237-1510
(有)加勢緑化工業	犬淵 326	096-358-0968
(有)紫垣建設	鯉 2695	096-237-0666
(株)高村建設	鯉 1489-1	096-237-2225
宮本建設(株)	上島 1674-1	096-237-0101
(有)山田土木	下六嘉 3790-5	096-237-0126
(有)六嘉企業	上島 253	096-237-1000

株式会社エイシン  
**EISIN**

— 業務内容 —

- 清掃管理業務 ■環境衛生管理業務
- 設備管理業務 ■コーティング業務

その他サービス業務  
お問い合わせください

嘉島町下仲間 291

**☎096-282-8928**

P21. 出生届

P27. 国民健康保険

P35. 母子健康手帳

P35. 予防接種

P36. 医療費助成制度

P39. 保育園

誕生



育児



戸籍の届出・各種登録は、**役場**へ届け出てください

赤ちゃんが  
生まれたら

P21. 出生届

生まれた日から14日以内に届出

結婚したら

P21. 婚姻届

届け出た日から効力

家族が  
亡くなったら

P21. 死亡届

死亡の事実を知った日から7日以内に届出

必要な方

P22. 印鑑登録

老後



P28. 後期高齢者医療制度

P29. 国民年金

P30. 介護保険

P31. 高齢者福祉

壮年



P25. 税金

P27. 国民健康保険

P29. 国民年金

P40. 健診のご案内

Kashima Town Guide Book



**緊急時** P16. 防災

知りたいときに  
すぐ見つかる!

- P37. 放課後児童クラブ
- P38. 子育て相談窓口
- P41. 小・中学校
- P41. 就学援助

- P27. 国民健康保険
- P29. 国民年金

広告

Adel House

無料宿泊体験予約受付中  
外断熱・二重通気工法  
——嘉島町分譲地情報有——

株式会社  
**アーデルハウス**  
TEL 096-243-3911  
嘉島町上島 2145-10

**教育**

**成人**

引越してきたら **P20. 転入届**  
引越してきた日から14日以内に届出

町外へ引越していくとき **P20. 転出届**  
引越す日の約14日前から届出

町内で住まいが変わったら **P20. 転居届**  
引越した日から14日以内に届出

引越す届出に  
関する届出

葬儀一式・生花・花環・霊柩車・家族葬  
葬儀・通夜・斎場使用料無料

**(有)阪田葬祭**  
(本社) 熊本市南区富合町木原2217-1  
**☎358-2851(代)**

**天明斎場**  
(天明斎場) 熊本市南区銭塘町2197-4  
**☎223-3344**

**嘉島斎場**  
(嘉島斎場) 嘉島町鯉2756-1  
**☎237-4449**

**生活**

**結婚**

- P15・41. 施設
- P45. ごみ
- P48. 水道

- P20. 住民登録
- P21. 婚姻届
- P21. 戸籍



わたしたちが暮らす

# 嘉島町の概要

## 町の位置

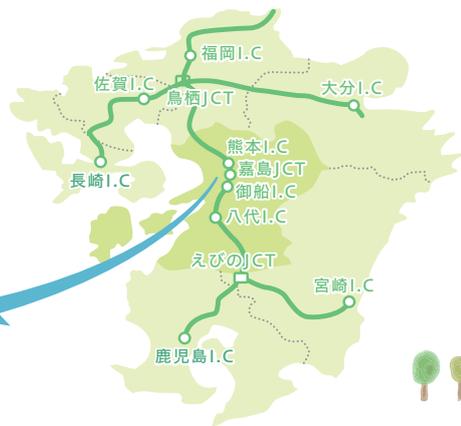
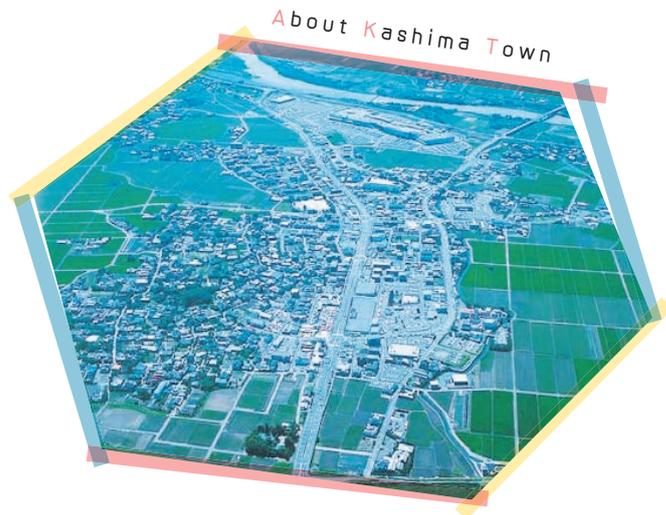
北緯32度44分11秒、東経130度45分34秒(役場庁舎)、本町は熊本県の中心都市熊本市の南部に位置しており、東西約9.8キロメートル、南北約3.9キロメートル、面積16.65平方キロメートルです。南は緑川、御船川を隔てて熊本市城南町、御船町に接し、東は九州自動車道を隔てて益城町にそれぞれ接しています。

## 地勢

熊本平野に属し平坦な水田地帯で、東地区の一部に標高20~30メートルの丘陵地帯があります。矢形川・緑川・加勢川の各河川に囲まれ、清冽な清水をたたえる浮島をはじめとして、町東部に湧水地が点在し、一大湧水群を形成しています。

## 沿革

江戸時代、この地域には下六嘉、上六嘉、井寺、北甘木、上島、鯨、上仲間、下仲間、犬淵の各村がありました。明治22年に六嘉村、大川村、上島村となりました。明治38年10月には、大川村と上島村が合併して大島村となり、昭和30年町村合併促進法により六嘉村と大島村が合併して嘉島村となりました。昭和44年2月1日町村制を施行し「嘉島町」として今日に至っています。



広告



## 熊本南工業団地協同組合



〒861-3103 熊本県上益城郡嘉島町大字井寺 431-1

http://minamid.jp Mail:minamid@magma.jp TEL.096-237-2025 FAX.096-237-2026

- |               |                     |               |
|---------------|---------------------|---------------|
| ■ 株式会社 AZUMA  | ■ 株式会社 興和産業         | ■ 株式会社 富田鉄工   |
| ■ 旭千代田工業 株式会社 | ■ サンエープラスチック工業 株式会社 | ■ 株式会社 野島鉄鋼店  |
| ■ 株式会社 井口鋳造所  | ■ 有限会社 進誠工業         | ■ 合資会社 原田鋳造所  |
| ■ 臼杵運送 株式会社   | ■ 株式会社 真和ビルド        | ■ 株式会社 プレシード  |
| ■ 内村酸素 株式会社   | ■ 株式会社 積水化成品九州      | ■ まるや商事 株式会社  |
| ■ エース産業 株式会社  | ■ 株式会社 船場           | ■ ミクロ技研 株式会社  |
| ■ 株式会社 太田鋳造所  | ■ つちやゴム 株式会社        | ■ 宮田鉄筋工業 株式会社 |
| ■ 熊本交通運輸 株式会社 | ■ 日建リース工業 株式会社      | ■ 有限会社 村上鉄工   |

(五十音順)

## 人口・世帯数 (令和3年12月1日現在)

人口 **9,870** 人

男性 **4,790** 人 女性 **5,080** 人

世帯数 **3,888** 世帯



## 町章

嘉島町の嘉と島を図案化したもので、**島**は力を表し、力をまるく円でえがき、その円のなかに島をかこんでいます。これは嘉島町民の和と協力を意味し、嘉島町の力強い発展を表したものです。



### 町の木 もくせい

中国原生のモクセイ科の常緑大低木。一般には花が黄だいたい色のキンモクセイと、花が白いギンモクセイが庭園に多く植えられています。ふつう、モクセイの花は10月上旬に咲きますが、空気のごれた大都会では同化作用が不足して花が咲きません。



### 町の花 コスモス

メキシコ原生のキク科の一年草。アキザクラ、オオハルシャギクともいわれ、1887年ごろに渡りました。高さ1~2m。線状に裂けた葉を対生し、秋に茎端に径5~7cmの紅、ピンク、白色などの頭状花をつけます。



### 町の鳥 ひばり

ヒバリ科の小鳥で、スズメくらいの大きさ。上面の羽衣は褐色で、一年中日本にいますが、季節により多少移動します。飛び方は主として上下運動で、早春にぎやかにさえずりながら空高く舞いあがります。やがてまっすぐに降りてきますが、その真下には巣はなく、着陸後、横とびして巣に戻る。ヒバリの歌は自分のなわ張りを宣言するものです。



### 広報誌「広報かしま」

毎月1回発行(基本的に第2金曜日)ウェブ上でも閲覧できます。



### 嘉島町公式ホームページ

観光、暮らしの情報、町政、防災、福祉に関する情報などの最新の情報を随時発信中です。

## 広告



KASHIMA RIVAZON

協同組合 **嘉島リバゾン**

〒861-3107

上益城郡嘉島町上仲間 227-18 嘉島リバゾン卸売団地

TEL 096-237-3535 FAX 096-237-3536

- 大堂開発株式会社
- 熊本ケービー食品株式会社
- 高圧ガス工業株式会社
- 株式会社清永宇蔵商店
- 株式会社ケイワード九州
- 東光石油株式会社
- 株式会社こざき
- 内村酸素株式会社
- シャープ株式会社
- 白熊商事株式会社
- 有星機材株式会社
- 公益社団法人熊本県浄化槽協会
- 木村電機株式会社
- マルキン食品株式会社
- 日本空調サービス株式会社
- 株式会社熊本非鉄
- トヨタモビリティパーツ株式会社
- コンドーテック株式会社
- 亀井通産株式会社
- 株式会社ツカサ創研



# 自然・景観を見に行こう！



## 浮島周辺水辺公園



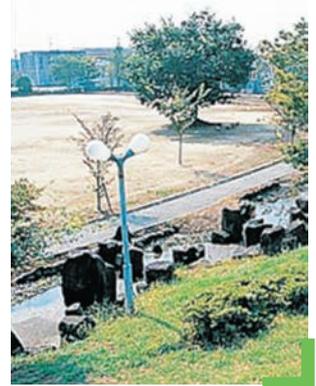
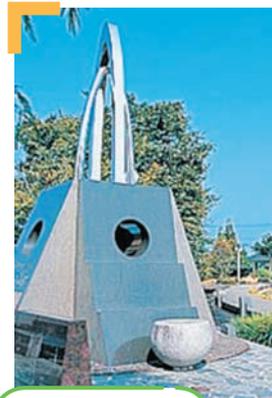
平成の名水百選のひとつでもある水の郷。冬にはカモなどの水鳥が飛来し、水辺公園として整備された周辺公園には家族連れなど町内外よりたくさんの人々が訪れます。



## 六嘉湧水群



町東部には清冽な水が湧く湧水地が13か所点在しています。生活用水やふれあいの場として、昔から人々に親しまれています。



## 近隣公園

自然と調和した景観が美しい近隣公園。木や水のせせらぎなど自然に包まれ四季の風を感じながらゆっくり歩けるスポットです。



広告



# 大光電業株式会社

代表取締役社長 本田 英輝

- 電気工事業
- 消防工事業
- 土木工事業
- とび土工事業
- 舗装工事業
- 水道設備工事業



〒861-3109  
熊本県上益城郡嘉島町犬渕 415-2

**TEL (096)357-1614**  
**FAX (096)357-2009**



## サントリー九州熊本工場



所 嘉島町北甘木478

平成15年夏に名水を求め嘉島町に竣工したサントリー九州熊本工場。広大な敷地には森や広場があり、自然と調和した工場になっています。工場見学では、製品が出来るまでの工程を見学することが出来ます。



## カモの飛来

魚の豊富な浮島周辺にカイツブリなどたくさんの水鳥が飛来します。1年を通して四季折々の姿を見せる浮島周辺は熊本景観賞や新しくまもと百景にも指定されています。



## 高田みんなの広場公園



緑川河川敷の菅町(めどまち)橋下流にあり、芝生に覆われた公園です。多目的広場、グラウンドゴルフ場(8ホール×3コース)、学習広場、周回路があるレクリエーション施設となっています。



広告



リハビリテーション科 整形外科 循環器内科 脳神経外科  
内科 麻酔科(宮本千里) 外科 歯科・歯科口腔外科  
スポーツによる外傷の相談(要予約)



リハビリテーションセンター  
**熊本回生会病院**

理事長・院長 大橋 浩太郎

鯨 1880 ☎ 237-1133





### 浮島熊野坐神社

通称「浮島さん」と呼ばれる浮島熊野坐(ます)神社。湖面に浮かぶ竜宮城のような神社は人々に親しまれ町のシンボルとなっています。



### 赤米の七草粥

浮島神社において、子どもたちが摘み取った七草と神田でとれた赤米・黒米を使って、地元の人達が大鍋で粥を作り、神社を訪れた参拝者に対して振る舞われ、乙女神楽も奉納されます。

おこわり 熊本地震後は開催されておられません。



### 小代焼 たけみや窯



国指定伝統的工芸品「小代焼」。釉薬をかけた流した素朴な陶器は味わい深い作風。主役を引き立てることで、多くの茶道家や料理人にも愛されています。



広告

私達は、お客様の  
トータルサポーターです。



測量機器・光学機器・建設機械・オフィスファニチャー  
ソフトウェア・気象器械・計測機器・OA機器  
〒862-0968 熊本市南区馬渡1丁目5-10  
電話番号 096-378-0020



県指定  
重要無形  
民俗文化財



### 六嘉の獅子舞

加藤清正公の虎狩りが由来とされる六嘉の獅子舞。10月17日以降の最初の土曜日に六嘉神社の例祭に豊作を祈願して奉納されます。勇壮な獅子舞や牡丹の花が舞うフィナーレのはしご登りは圧巻です。(なお、神事は10月17日に執り行われます)



### 松前重義記念館



嘉島に生まれ教育、スポーツ、政治などに偉業を残した故・松前重義氏の業績を展示。隣には生家も。スポーツや文化活動も実施しています。

¥ 入館無料 開 午前9時～午後5時開館  
休 毎週月曜日 ☎ 096-237-1151



国指定  
史跡



### 井寺古墳



5世紀ごろの構築といわれる、日本を代表する装飾古墳です。石室入口の羨道側壁および石障に直弧文、同心円文などが線刻されています。もとは、赤・青・白・緑の四色で塗り分けられていたようです。また、石室をドーム状に形作っている切り石は宇土市で産出される馬門石が使用されており、その表面も赤い顔料が塗ってあります。



広告

(有)松阪製作所代理店 レッキス工業(株)代理店 (株)鶴見製作所代理店 新明和工業(株)代理店

# 有限会社 松永産業

ショウエイ

建設許可：熊本県知事 般-43第13005号  
機械器具設置工事業 管工事業

ポンプ・送風機の  
販売及びメンテナンス

養殖機材の  
販売及びメンテナンス

ブロワの  
販売及びメンテナンス

制御盤の  
販売及びメンテナンス

浄化槽維持管理  
機器販売

〒861-3101 熊本県上益城郡嘉島町鯉1881-2 TEL (096)237-2216 FAX (096)237-2282

# 祭り・イベントに行こう！

## 2月 甲斐神社(足手荒神)大祭 A

通称「足手荒神」と呼ばれ、2月15日の大祭には九州一円からたくさんの方が訪れ、境内は多くの人で賑わいます。社殿に手足の悪い部分の木型に名前を書いて奉納すると効能・ご利益があるといわれ、手足の神様として深い信仰を集めています。



## 7月 犬淵十五神社馬祭り B

数百年前(一説では400年前)から例年、田植え後の7月18日に、その年の五穀豊穡と民衆の無病息災を祈願して行われているまつりです。



## 8月 かしま水の郷まつり C

水の恵みに感謝する夏の一大イベント『水の郷まつり』。盛り沢山のステージイベントの他、夜空を彩る花火はとても見応えがあり、例年多くの来場者でにぎわっています。



## 8月 旧矢形川の川下り D

小舟に乗って、旧矢形川を下りながら、魚やトンボ等を観察し、往復約1kmの船旅を楽しみます。その後、竹細工(水鉄砲)工作を楽しみます。



## 10月 上島四所神社・ 鯰三社宮の奉納子ども相撲 E

秋祭りに奉納され、子どもたちの歓声で境内が賑わいます。



## 10月 六嘉の獅子舞 (P11 参照)



広告



小代焼 **たけみや窯**  
熊本県上益城郡嘉島町北甘木 2222  
☎096-285-7563  
普段使い、贈答品に

行きも帰りも  
愛されるタクシー

タクシーの御用命は  
ジャンボタクシー9名乗り・車椅子専用車  
24時間営業

有限会社 **日新交通タクシー**

嘉島町大字上島2061番地  
☎(代)237-0006  
フリーダイヤル **0120-237-055**

NISHIDEN  
SINCE 1989  
denso parts  
and battery  
★★★

有限会社 **ニシデン**

自動車関連部品取扱い  
バッテリー販売

【本 社】〒861-3101  
熊本県上益城郡嘉島町鯉 2812-4  
**TEL:096-237-0792**  
**FAX:096-237-0829**

# 特産品をご紹介します！

特産品直売所

JAかみましき  
とれたて市場



朝とれたての新鮮な野菜  
が並ぶJAの直売市場です。



## 米



令和元年度から県が新たに推奨する特別栽培米「くまさんの輝き」を導入し、更なる品質向上や安定生産に取り組んでいます。



## 大豆



たんぱく質の含量が高い「フクユタカ」を作付けしており、その面積は県下2位、また10a当たりの収量は県下3位です。共同乾燥調製施設を利用し、町内全域での大規模なブロックローテーションの取組により、合理的な輪作体系を積極的に展開しており、高品質の大豆生産を安定的に行っています。全農への出荷を主力とし、一方で、焼酎や豆腐など加工に取り組み販売拡大の検討を行っています。

## 麦



「シロガネコムギ」、「ミナミノカオリ」を主に、米・大豆の裏作として作付けに取組み、約180%と高い水田利用率を誇っています。面積、収量ともに県下3位。実需者の意向を踏まえた品種の導入を進め、排水技術向上を図りながら、栽培履歴の遵守によるタンパク値向上を目指しています。

## 大豆焼酎「嘉島」



特産の大豆をふんだんに使用した全国的にも珍しい大豆焼酎「嘉島」。大豆の旨みと甘味がほのかに漂い、やわらかな口当たりになっています。球磨焼酎の老舗メーカー「堤酒造」が手がけた逸品で、プレゼントや贈答にも喜ばれています。

## 水の郷大豆シフォン



嘉島産の大豆や小麦、新鮮な有精卵を使った「しっとりふわふわ」のシフォンケーキ。大豆をたっぷり使うことで、健康や美容にも嬉しい一品。JAかみましきの農産物直売所「よかよかうまか とれたて市場 嘉島店」で販売。他にも豆乳饅頭など大豆加工品が多数あります。

## 嘉島町産 ふくゆたかとうふ



特産の大豆「フクユタカ」を100%使った豆腐。冷やよっこのほか、温めて食べても大豆が持つ甘味が引き出された豆腐本来の味をお楽しみいただけます。

広告

鮎の小売 全国発送  
**杉野淡水**  
杉野 倫啓

鮎加工品も有り！  
店舗にて飲食も出来ます。

〒861-3108  
熊本県上益城郡嘉島町下仲間 1318  
☎090-6775-8766

社団法人日本建築あと施工アンカー協会会員

(有)ファスニング機工

- ・あと施工アンカー工事
- ・ダイヤモンド貫通工事
- ・鉄筋探査
- ・アンカー各種、電動・機械工具販売

嘉島町下仲間288  
**TEL (096)237-1305**  
**FAX (096)237-2226**

生コンクリート製造・販売

**緑川生コン**

緑川生コンクリート工業(株)

嘉島町北甘木2350  
**TEL:(096)237-1011**



## 嘉島町役場

所 〒861-3192 熊本県上益城郡嘉島町上島530番地 ☎ 096-237-1111(代表) FAX 096-237-2359

フロア	課(室・局)	係	主な業務	電話番号
1階	税務課	課税係	▶ 町税、保険税(料)の賦課 ▶ 原動機付自転車等の登録	237-2639
		徴収係	▶ 町税、保険税(料)の徴収	
	町民保険課	保健係	▶ 国民健康保険 ▶ 国民年金 ▶ 母子保健 ▶ 後期高齢者医療 ▶ 予防接種 ▶ 感染症予防 ▶ 各種健診	237-2574
		戸籍係	▶ 戸籍 ▶ 住民基本台帳 ▶ 印鑑登録 ▶ マイナンバーカード ▶ 身分証明その他証明 ▶ 埋火葬許可 ▶ 旅券事務	
	福祉課	福祉係	▶ 老人福祉 ▶ 母子福祉 ▶ 障害者福祉 ▶ 生活保護	237-2576
		介護保険係	▶ 介護保険	
		こども係	▶ 児童福祉 ▶ 保育所	
	農政課	農政係	▶ 農林水産業者、団体の育成 ▶ 農業制度資金 ▶ 有害鳥獣被害対策	237-2629
		整備係	▶ 農業農村整備 ▶ 土地改良 ▶ 農業振興地域整備	
		農地係	▶ 農地権利移動、転用 ▶ 農業委員会	
	建設課	管理係	▶ 道路、河川等の改良促進 ▶ 建築	237-2619
		建設係	▶ 道路、橋りょう、河川等の改良 ▶ 公共土木施設の維持補修	
		下水道係	▶ 下水道工事、維持管理 ▶ 下水道使用料賦課、徴収	
		上水道係	▶ 簡易水道	
会計室		▶ 現金等の出納、保管 ▶ 決算調製	237-6510	
2階	総務課	総務係	▶ 条例、規則 ▶ 消防、防災 ▶ 交通安全、防犯 ▶ 消費者行政 ▶ 選挙	237-1112
		人事広報係	▶ 職員採用 ▶ 広報 ▶ 秘書	
		財政係	▶ 予算編成、執行管理 ▶ 地方交付税	
	管財係	▶ 財産管理、取得、処分		
企画情報課	企画係	▶ 町振興計画 ▶ 統計調査 ▶ まちづくり、地域づくり ▶ 女性行政	237-2641	
	商工観光係	▶ 商工業、企業誘致 ▶ 観光		
	情報管理係	▶ 情報公開、個人情報保護 ▶ 行政情報化		
3階	議会議務局 監査委員事務局		▶ 議会議務 ▶ 監査事務	237-5525
	農政課	地籍調査係	▶ 地籍調査	237-2653
	都市計画課	都市計画係	▶ 都市計画の調整 ▶ 公園の維持管理 ▶ 土地区画整理事業 ▶ 開発事務	237-2597
		環境係	▶ 環境保全 ▶ 犬の登録、予防注射 ▶ 水質検査 ▶ 墓地の改葬等	

広告

**Kyowa**  
**協和レンタル株式会社**

【本社】嘉島店 〒861-3102 上益城郡嘉島町下六嘉1518  
TEL096-235-7733 FAX096-235-7888

松尾店 〒861-5280 熊本県西区松尾2丁目26番25号  
TEL096-329-6789 FAX096-329-1223

### 〔経営理念〕

#### ◎技能と共生

・最大の経営資源である「人的資源」を育成し、社会から信頼され認められる経営を推進する。



## 大五建設有限公司



代表取締役 社長 松川 謙治

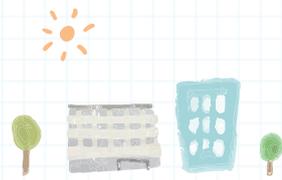
Kenji Matsukawa

(本社) 〒861-3104 熊本県上益城郡嘉島町北甘木1181  
TEL 096-237-2821

# 嘉島町教育委員会

所 〒861-3106 熊本県上益城郡  
嘉島町上島545番地(嘉島町民会館1階)

課	係	主な業務	電話番号
学校教育課	学校教育係	▶教育委員会の会議 ▶教育財産の管理 ▶児童・生徒の就学	237-0937
社会教育課	社会教育係	▶社会教育機関の設置、管理 ▶生涯学習 ▶人権教育の推進 ▶文化財保護	237-0058
	社会体育係	▶社会体育施設の設置、管理 ▶スポーツ振興 ▶生涯スポーツ	



広告



**株式会社アシスト**

土木資材販売  
土木工事業

嘉島町上仲間180  
**TEL (096)237-2968**  
**FAX (096)237-2964**



嘉島町ガイド

## 嘉島町民会館・図書室

所 〒861-3106 熊本県上益城郡  
嘉島町上島545番地  
☎ 237-0058

## 嘉島町保健センター

所 〒861-3106 熊本県上益城郡  
嘉島町上島545番地  
(嘉島町民会館1階)  
☎ 237-2300

## 嘉島町民体育館

所 〒861-3106 熊本県上益城郡  
嘉島町上島926番地  
☎ 237-2005

## 嘉島町福祉センター

所 〒861-3106 熊本県上益城郡  
嘉島町上島551番地・  
嘉島町社会福祉協議会  
(福祉センター1階)  
☎ 237-2981

## 嘉島町総合運動公園

所 〒861-3102 熊本県上益城郡  
嘉島町下六嘉1564番地  
☎ 237-5555

## 嘉島町文化財センター

所 〒861-3106 熊本県上益城郡  
嘉島町上島531番地  
☎ 284-1753

## 嘉島町学校給食センター

所 〒861-3106 熊本県上益城郡  
嘉島町上島920番地  
☎ 237-1925

## 嘉島町子育て支援センター

所 〒861-3106 熊本県上益城郡  
嘉島町上島551番地  
☎ 237-5559

## 嘉島町文化センター

所 〒861-3105 熊本県上益城郡  
嘉島町上六嘉917番地  
☎ 237-0464

## 嘉島町ふれあいセンター「イースト」

所 〒861-3105 熊本県上益城郡  
嘉島町上六嘉2063番地

♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪

家に関することならお任せください

設計・施工  新築・増改築

**サトーハウジング**

熊本県知事許可(般-1)第16818号

嘉島町総1700  
**TEL/FAX 096-237-0815**



広告

自然にやさしく・水にやさしい  
環境作りをめざします

 法面保護工事全般  
斜面・法面工事設計施工

**(有)加勢緑化工業**

代表取締役 中崎 恵津夫  
一級土木施工管理技士  
一級造園施工管理技士

〒861-3109 上益城郡嘉島町字犬淵326  
**TEL (096)358-0968**  
**FAX (096)358-2971**

 九州電力(株)推薦工事店  
熊本県知事届出第2020039号

電気工事全般

**本田電設**

嘉島町犬淵303-2  
**TEL 096-358-1860**  
**FAX 096-358-1860**

測量・設計・航空写真測量  
数値図化・GIS

 建設コンサルタント  
**株ワールドコンサルタント**

(一社)熊本県測量設計コンサルタンツ協会員  
(協)熊本県ジー・アイ・エス研究会・日本測量協会特別会員

代表取締役 吉田 隆臣  
営業所長 田中 輝明



本社/〒862-0950  
熊本市中央区水前寺6丁目38番10号  
**TEL 096-384-1844 FAX 096-384-1813**  
E-mail: wor1dc@world-co.co.jp  
URL: <http://world-co.co.jp/cp-bin/wordpress>  
嘉島営業所/嘉島町下六嘉3812  
**TEL 096-237-2616 FAX 096-384-1813**



# 防災

防災

## 災害に備えて

問 総務課 総務係

風水害については、ほとんどの場合で危険を予め予測することができます。気象情報や町等からのお知らせを確認し、早めの対策と避難を心がけましょう。

また、地震については揺れを感じたら身の安全を確保し、屋外に避難する際には、確実に揺れが収まってから行動するようにしましょう。火を使用していた場合には火の始末も忘れずに。

### 水や食料などの備蓄を

非常時に備えて、最低でも3日間分(できれば1週間分)の水と食料の備蓄をしておきましょう。併せて、避難生活に必要な生活用品等もリュックサック等にまとめて入れて準備しておき、玄関など避難時にすぐに持ち出しがしやすい場所におくことをおすすめします。日頃より薬の服用が必要な方は避難の際には忘れずに持っていきましょう。

※避難生活に際し大人1人が1日に必要な水の量は3ℓが目安とされています。

### 身を守るために

#### 避難経路の確認

常日頃から、災害時に安全でスムーズに避難するためには、どの経路が適当であるのかを確認しておくとういでしょう。狭い路地や川べりなどはできるだけ避けた方が安全です。

#### 火への対応

特に地震では火災による2次災害が脅威となります。すぐに消火することは大切なことですが、揺れている最中の消火は危険です。揺れが収まってから火の始末をしましょう。

#### テレビやラジオで情報をチェック

気象情報や避難に必要な情報をチェックすることは、以後の行動を考えるうえでの重要な情報となります。マメにチェックをしておきましょう。また、停電になった時のことも考えて、携帯ラジオなどを準備しておくこともおすすめします。

#### ご近所同士での助け合い

災害時には、いつものように警察や消防などの公的機関がすぐに駆けつけてくれるとは限りません。家族以外での一番身近な救助人は隣近所の方など地域住民の皆さんです。日頃より地域の活動等に積極的に参加し、近隣住民の皆さんの顔や名前などを覚えておけば、いざという時に非常に心強いものになります。

## マイタイムラインの作成を

マイタイムラインは大雨や台風などの自然災害から私たち自身を守るための防災行動計画です。

あなたと家族の避難行動をあらかじめまとめておくことで、いざという時あわてずに避難できます。

マイタイムラインは自分の命や身近な人の命を守ることに繋がります。

皆さんの防災対策に、ぜひご活用ください。

### 参考

嘉島町洪水ハザードマップURL

<https://www.town.kumamoto-kashima.lg.jp/q/aview/111/223.html>



熊本県HPマイタイムラインURL

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/4/92429.html>



## 避難について

問 総務課 総務係

### 避難の準備・高齢者等避難開始・避難指示・緊急安全確保※1

町長または警察官、自衛官は、地震・風水害で避難が必要と判断したときは、防災行政無線などを通じ避難の準備・高齢者等避難開始、避難指示または緊急安全確保を発令します。

※1 緊急安全確保は、すでに安全な避難ができず、命が危険な状況です。発令を待ってははいけません。

### 早めの避難を

危険が差し迫っていない明るうちに、早期の自主的避難を心がけましょう。

- ▶ 火の始末・ガス・電気の安全確認、戸締まりを忘れずに。
- ▶ 近所の方々と一緒に。
- ▶ けがや病気の人・妊産婦・高齢者・子ども・体の不自由な方を優先し、必要に応じて介添えする。
- ▶ 飲料水・乾パン・携帯ラジオなど非常持出品を入れたリュックサックを背負い、頭はヘルメット、帽子などで守る。

## ▶ 家庭内での話し合い

いざというときの家族の行動・待ち合わせ場所・安否を知らせる方法・避難場所などについて、ハザードマップを活用し、日ごろから家族でよく話し合っておきましょう。

## ▶ 嘉島町災害情報メールサービス

- ▶ 災害時における避難指示や避難所開設などの災害関連情報
- ▶ 警察署等からのお知らせ
- ▶ 多数の住民の方を対象とした案内情報などを配信します。

配信を希望される方は下記のQRコードをスキャンしていただき登録手続きをおこなってください。または、メール作成画面より下記のアドレスにメールを送信してください。

### 送信先アドレス

[haishin.kashima-town@raid3n.ktaiwork.jp]

メール受信の拒否等を設定されている方は登録手続きの前に下記のドメインまたはアドレスからのメールを受信できるように設定をしてから手続きを始めてください。



ドメイン [ @raid3n.ktaiwork.jp ]

アドレス [ kashima-town@raid3n.ktaiwork.jp ]

※登録手続きについての詳しい手順は下記のとおりです。

### 手続きの手順

- 1 上記に記載のQRコードをスキャンする。  
(QRコードをスキャンしない方は②から手続きを始めてください。)
- 2 メール作成画面に移るので、件名に「登録希望」と入力し送信する。  
※ [haishin.kashima-town@raid3n.ktaiwork.jp] にメールを送信する。
- 3 「メールサービス本登録のご案内」というタイトルのメールが届くので、メール本文に記載のURLを開く。

メール受信の拒否等を設定されている方は下記のドメインまたはアドレスからのメールを受信できるように設定をしていないと下記のメールは届きません。

ドメイン [ @raid3n.ktaiwork.jp ]

アドレス [ kashima-town@raid3n.ktaiwork.jp ]



- 1 「ユーザー情報登録」の画面が表示されるので「次へ」を選択する。



- 2 「設定内容の確認」の画面が表示されるので、登録内容を確認し、「登録」を選択する。



- 3 「登録完了」の画面が表示されれば登録は完了です。

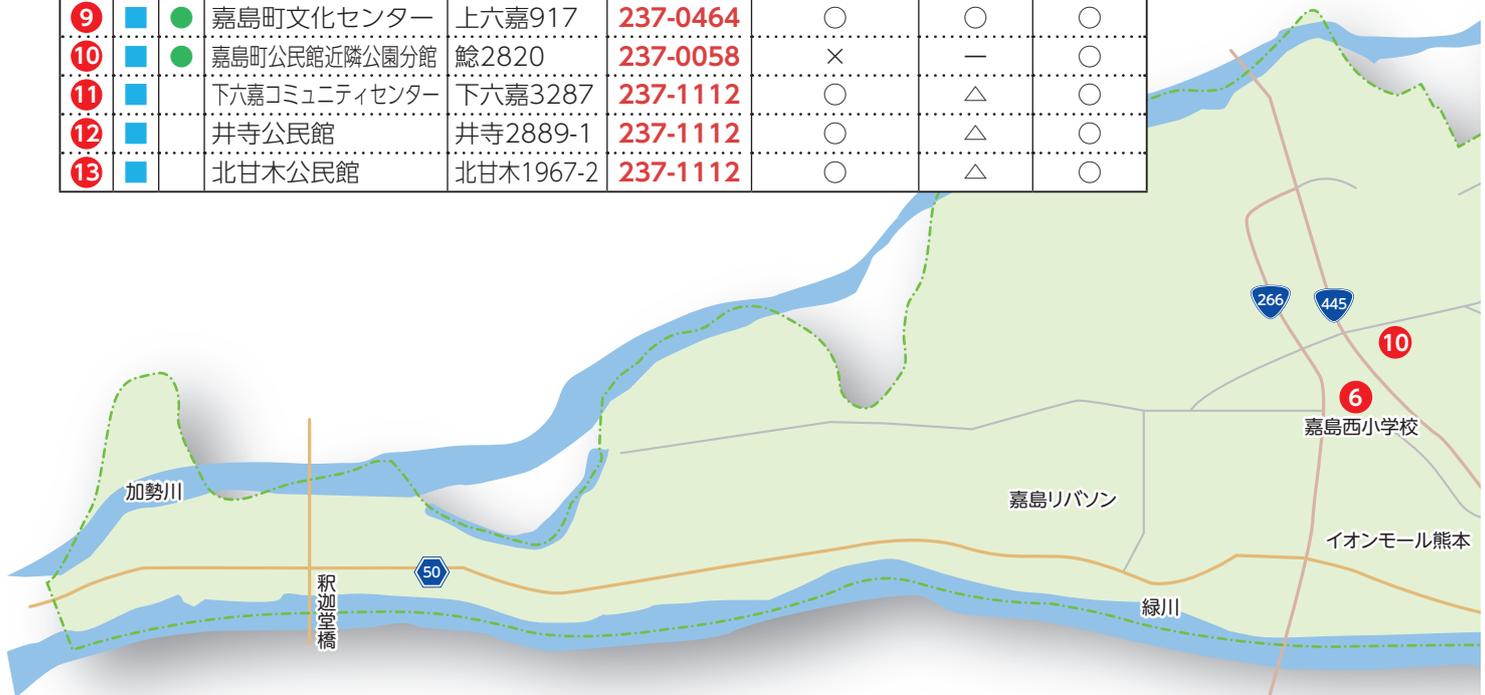


## 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

- 指定緊急避難場所: 災害から命を守ることを最優先として緊急に災害の危険から逃れるための場所
  - 指定避難所: 災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所 (指定緊急避難場所を兼ねます)
- 使用可能    △条件付きで使用可能    ×使用不可    -不使用

No.	■	●	名称	住所	連絡先 (096)	対応災害種別		
						洪水	土砂災害	地震
1	■	●	嘉島町民体育館	上島926	237-2005	△(2階以上)	—	○
2	■	●	嘉島町民会館	上島545	237-0058	△(2階以上)	—	○
3	■	●	嘉島町保健センター	上島545	237-2300	△(初動対応時のみ)	○	○
4	■	●	嘉島町子育て支援センター	上島551	237-5559	△(2階以上)	—	○
5	■	●	嘉島中学校	上島887	237-0014	△(2階以上)	—	○
6	■	●	嘉島西小学校	上島1919-2	237-0013	△(2階以上)	—	○
7	■	●	嘉島東小学校	上六嘉2063	237-0002	△(2階以上)	—	○
8	■	●	嘉島町ふれあいセンター	上六嘉2063	237-2641	×	—	○
9	■	●	嘉島町文化センター	上六嘉917	237-0464	○	○	○
10	■	●	嘉島町公民館近隣公園分館	鯉2820	237-0058	×	—	○
11	■		下六嘉コミュニティセンター	下六嘉3287	237-1112	○	△	○
12	■		井寺公民館	井寺2889-1	237-1112	○	△	○
13	■		北甘木公民館	北甘木1967-2	237-1112	○	△	○

※状況に応じて、左記避難所の中から選定し、開設します。  
 ※緊急時に左記の避難場所まで行くのが難しいときは、洪水時であれば出来るだけ高い場所等、地震時であれば近くの公園等に速やかに避難し、命を守る行動を取りましょう。



防災

広告

# ☀️ 高価現金買い取り ☀️

熊本県公安委員会 古物商許可番号第93114000192号

☆トラクター ☆耕運機 ☆コンバイン ☆トラック ☆車  
 ☆船外機 ☆草刈機 ☆チェーンソー ☆ユンボ ☆重建設機械  
 ☆フォークリフト ☆スクーター ☆オートバイ

などなどお気軽にお問合せ下さい。

## 有限会社 ヨシオカ

熊本県上益城郡嘉島町下六嘉1308-2  
 E-mail yoshioka\_auto@ybb.ne.jp

☎ (096) 237-1919 FAX 237-1915



防災



広告



いい水と暮らそう  
**クリクラ 南九州**

嘉島町上島2006-1  
**0120-999-774**

「ご自宅までお届けします」







嘉島町の工場で製造



▲このロゴが目印です

サーバー1台&クリクラボトル(12L)1本  
お申し込みはお電話またはWEBで

◎サーバーレンタル料・宅配料無料  
◎ご利用は月々2,920円～

詳細はコチラ



1週間  
お試し **0円**



# 届出・証明

## 住民票・戸籍など

問 町民保険課 戸籍係

### ▶ 住民票に関する届出・証明書

住民登録は、嘉島町民として住民基本台帳に記載され、選挙権の行使、就学、国民健康保険や国民年金の給付など、さまざまな行政サービスを受けるための基本となるものです。住所や世帯に変更があったときは、忘れずに届出をしてください。

#### 届出

届出の種類	期間	届出人	届出に必要なもの
転入届	転入した日から14日以内	本人か世帯主 (代理人が窓口に来る場合は委任状が必要です)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 窓口に来る方の本人確認書類 ※注1参照</li> <li>● 転出証明書(前住所地で交付を受けてください) ※注2参照</li> <li>● マイナンバーカード</li> </ul>
転出届	転出予定日の14日前から		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 窓口に来る方の本人確認書類 ※注1参照</li> </ul>
転居届 (町内の異動)	転居した日から14日以内		<ul style="list-style-type: none"> <li>● マイナンバーカード(転出・転居時)</li> </ul>
世帯主変更届 世帯分離 世帯合併	変更した日から14日以内		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国民健康保険証(加入者のみ)</li> <li>● 後期高齢者医療被保険者証(該当者のみ)</li> <li>● 介護保険被保険者証(該当者のみ)</li> </ul>

#### 証明書

証明の種類	請求者	請求に必要なもの
住民票の写し (個人・世帯) 記載事項証明書	本人か同一世帯にある方 (代理人が窓口に来る場合は委任状が必要です)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 代理人の場合は委任状</li> <li>● 窓口に来る方の本人確認書類 ※注1参照</li> </ul>

※同一住所に住んでいても、世帯が別の方の証明を取るには委任状が必要になります。(親族でも、同じ世帯でないときは委任状が必要です。なお、マイナンバー入り住民票は代理人に交付できないため、本人の住所へ郵送します。※別途郵送用切手が必要です。)

※提出先によって、本籍や続柄、マイナンバーなどを記載する必要がある場合がありますので、提出先に記載内容を確認してからご請求ください。

※嘉島町に住民登録されている方でも、全国どこの市区町村からでも住民票の写しの交付を受けることができます。逆に他の市区町村に住民登録されている方でも、嘉島町で交付を受けることができます。(代理人不可で、顔写真付きの現住所が記載された身分証明書の提示が必要。本籍や転居の履歴は記載できない。)

#### 窓口における本人確認について

住民票や戸籍に関する届出、証明書請求の際、窓口で本人や代理人を確認するための本人確認書類の提示が必要です。  
(注1)

自動車運転免許証やマイナンバーカード、パスポートなど写真付きのものなら1つ、保険証や年金手帳などの写真がないものについては2つ以上の提示をお願いします。

(注2)

マイナンバーカードを用いて転出手続きを行った方は前住所地からの交付がない場合もあります。



## 戸籍に関する届出・証明書

出生・婚姻・死亡など戸籍に変動があった場合には次のような届出が必要です。なお、戸籍は住民票と違って、転入・転出手続きなどでは異動しませんので、嘉島町に住んでいても、本籍が他市区町村の場合があります。戸籍証明書は、本籍地の市区町村でしか発行できませんのでご注意ください。

### 届出書

種類	期間	届出人	届けるところ	届出に必要なもの	注意していただきたいこと
婚姻届	届け出た日から法律上の効力が発生します。	夫・妻になる方	夫・妻の本籍地または住所地(所在地)	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出人の印鑑</li> <li>戸籍謄本(嘉島町に本籍がない方)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口に来る方の本人確認書類を提示(注1参照)</li> <li>未成年の場合は父母の同意書が必要</li> <li>証人(成人2名)の記名・捺印が必要</li> </ul>
出生届	生まれた日から14日以内	父、母、父または母が届出できないときは同居者等	父か母の本籍地 届出人の住所地(所在地) 出生地	<ul style="list-style-type: none"> <li>出生証明書</li> <li>母子健康手帳</li> <li>届出人の印鑑</li> </ul>	生まれた子の名前に用いる文字は常用漢字、人名用漢字またはひらがな、カタカナ
死亡届	死亡または死亡の事実を知った日から7日以内	親族、同居者及び家主、地主	死亡者の本籍地 死亡したところ 届出人の住所地(所在地)	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出人の印鑑</li> <li>死亡診断書</li> <li>火葬場使用料</li> </ul>	火葬場使用料(益城斎場) 地域住民 15,000円 地域外住民 50,000円
離婚届	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議離婚の場合は、届出日から法律上の効力が発生します。</li> <li>裁判離婚の場合は、調停成立・審判確定・判決確定から10日以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議離婚の場合は、夫と妻</li> <li>裁判離婚の場合は、申立人</li> </ul>	夫婦の本籍地 届出人の住所地(所在地)	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出人の印鑑</li> <li>戸籍謄本(嘉島町に本籍がない方)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議離婚の場合は証人(成人2名)の記名・捺印が必要</li> <li>離婚後も婚姻中の氏を称するときは別の届出が必要(3ヶ月以内)</li> <li>未成年の子がある場合は親権者を定める</li> </ul>

※土日・祝祭日、夜間に届出をする場合は、できるだけ事前に戸籍係までご連絡ください。(死亡届除く)

※上の表にない届出についてはお問い合わせください。

### 証明書(有料)

嘉島町に本籍がある(あった)方、またはその方の配偶者、直系親族(親・子・祖父母・孫など)の方のみ請求することができます。それ以外の方が請求する場合は特別の理由が必要です。本籍、戸籍筆頭者の氏名を申請書に記載していただきます。

証明の種類	請求者	請求に必要なもの
戸籍謄本・抄本	嘉島町に本籍がある(あった)方、またはその方の配偶者、直系親族(親・子・祖父母・孫など)の方 それ以外の方が請求する場合は特別の理由が必要(代理人が窓口に来る場合は委任状が必要です)	<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口に来る方の本人確認書類(P20 注1参照)</li> <li>代理人の場合は委任状</li> </ul>
除籍謄本・抄本		
改製原戸籍謄本・抄本		
戸籍の附票		
身分証明書		

※本籍、戸籍筆頭者の氏名を申請書に記載していただきます。

### 戸籍・住民票等の交付手数料

戸籍・住民票等に関する証明書等の交付手数料表

住民票	住民票の写し(個人・全員)、除票	1通	300円
	住民票記載事項証明書	1通	300円
	住民基本台帳閲覧	1件	300円
印鑑登録	印鑑登録手数料	新規登録/再登録	300円/500円
	印鑑登録証明書	1通	300円
戸籍	戸籍謄本・抄本	1通	450円
	除籍謄本・抄本	1通	750円
	改製原戸籍	1通	750円
	受理証明書	1通	350円



届出・証明

## 印鑑登録に関する届出・証明書

問 町民保険課 戸籍係

印鑑登録証明は、それぞれの市町村が独自に条例で定めて行っているため、引越しなどでお住まいの市区町村が変わった場合は、新たに登録が必要となります。登録された印鑑は実印となり、契約や不動産の登記など財産に関わる重要な役割を持ちますので、印鑑登録は本人による申請を原則としています。

印鑑登録【登録新規手数料300円／登録証亡失による再登録500円】

項目	内容
登録できる方	嘉島町に住民登録をしている15歳以上の方。ただし、意思能力を有しない方は登録できません。
本人が申請するとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登録する印鑑</li> <li>●窓口に来る方の運転免許証、パスポート等官公庁が発行した写真付の身分を証明できるもの</li> </ul> ※写真付の身分証明書で本人が確認できない場合は、ご自宅に照会書を郵送します。後日、回答書をご持参していただかないと登録と証明発行ができません。
代理人が申請するとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登録する印鑑 ●委任状</li> <li>●代理人(窓口に来る方)の本人確認書類(P20 注1参照)</li> </ul> ※代理人申請の場合は、必ず本人に照会書を郵送します。後日、回答書をご持参していただかないと登録と証明発行ができません。
登録できる印鑑	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大きさ 一辺が8mmの正方形より大きく、25mmの正方形より小さい印影のもの</li> </ul> ※材質がゴムなど、変形・変質してしまうもの、欠けているもの、その他印影が単純または不鮮明なものは登録できません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●印影 氏名または氏名の一部を表したもの</li> </ul>
印鑑登録証について	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶登録時に印鑑登録証を交付します。</li> </ul> ※窓口で印鑑登録証明書を申請する場合は、 <b>登録証がないと発行できません</b> のでご注意ください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶登録証の紛失、または盗難にあったときは、ただちに届け出てください。手続きにより登録証の再登録が可能です。</li> <li>▶登録している方が死亡、転出されたときには、自動的に登録は廃止されます。</li> </ul>

注意事項 「印鑑登録証」は、あなたの財産を守るカードです。登録印と同様大切に保管してください。

## マイナンバー(個人番号)

問 町民保険課 戸籍係

マイナンバー(個人番号)は、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付番して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、国や町などの複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用される制度です。マイナンバーはマイナンバーカードに記載されており、社会保障の申請や税の申告時にカードの提示が必要になります。

マイナンバーが必要な手続きでは「マイナンバーの確認」と「本人確認」が必要になります。

(例) マイナンバーの記載が必要な申請書を役場に提出する場合

### マイナンバーカード(個人番号カード)

マイナンバーカードを申請される方は、以下のいずれかの方法でお申し込みください。

#### 郵送による申請

「通知カード」または「個人番号通知書」に同封されていた申請書の必要事項を記入し、顔写真を貼付のうえ、同じく同封されている返信用封筒に封入して、投函してください。

#### パソコンによる申請

専用サイトにアクセスして申請してください。〈マイナンバーカード総合サイト〉



※申請書に記載されている申請書ID(数字23桁)が必要です。

#### スマートフォンによる申請

「通知カード」または、「個人番号通知書」に同封の申請書に記載されたQRコードをスマートフォンで読み込み、申請用Webサイトにアクセスして申請してください。

#### ご注意ください

- ▶マイナンバーカードは病気、身体の障害などやむを得ない理由によりご本人が窓口にお越しいただくことが困難な場合を除き、ご本人以外の方には交付できません。
- ▶申請から交付まで1~2カ月ほどかかりますので、余裕を持って申請してください。
- ▶申請書を失くした時、引越しなどで申請書の内容が変更になった場合は、新しい申請書を用意することもできますので、本人確認書類(官公署発行の顔写真付き身分証明書)を持参の上、戸籍係窓口へお越しください。
- ▶カードができましたら、町からハガキで通知しますので、ハガキ、通知カード(お持ちの場合)、本人確認書類などを持参し、申請者本人が受け取りに来てください。



(表面)



(裏面)

## ▶ マイナンバーカードでできること

### 個人番号を証明する書類として

マイナンバー(個人番号)の提示が必要な様々な場面で、マイナンバーを証明する書類として利用できます。

### 本人確認の際の公的な身分証明書

マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で済む唯一のカードです。金融機関における口座開設・パスポートの新規発給など、様々な場面で活用できます。

### 各種行政手続きのオンライン申請

マイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続きのオンライン申請に利用できます。

### コンビニなどで各種証明書を取得

コンビニなどで住民票の写し、印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できます。

## 各種証明書のコンビニ交付サービス

コンビニ交付サービスを利用するには、平成28年1月から交付を開始している「マイナンバーカード」が必要です。コンビニ交付サービスでは、嘉島町手数料条例第6条(手数料の免除等)に該当する方でも、手数料が必要となりますのでご注意ください。

### ▶ 取得できる証明書

- ▶ 住民票の写し(マイナンバー入りを除く)
- ▶ 印鑑登録証明書

### ▶ 取り扱い店舗

次の全国のコンビニエンスストア等のマルチコピー機(多機能端末機)が設置されている店舗で取り扱いができます。

- ▶ セブンイレブン
- ▶ ローソン
- ▶ ファミリーマート
- ▶ イオン九州

### ▶ 取り扱い時間

午前6時30分～午後11時  
(イオンは各店舗の営業時間内)  
※年末年始(12月29日～1月3日)は利用できません。  
※メンテナンス実施等のため利用できない場合があります。

広 告

## LPガス販売

- 暮らしに夢をひろげる炎
- クリーンエネルギー
- 停電・地震・台風・災害に強い

## 石油販売

セルフ 嘉島給油所

### 合資会社 中島石油

上益城郡嘉島町鯉1866-1 ☎096-237-0031



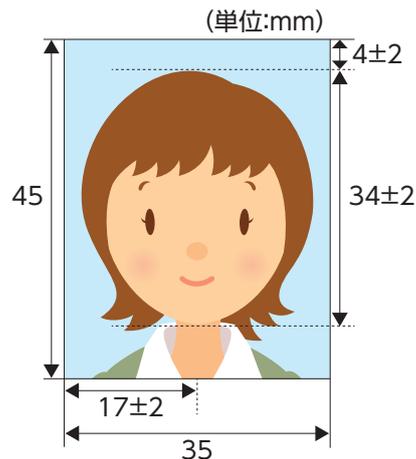
届出・証明

日本国籍を有し、嘉島町に住居登録している方は、役場の窓口で旅券(パスポート)の申請や受取をすることができます。

- ◆申請場所 嘉島町役場 町民保険課 戸籍係
- ◆申請時間 平日(開庁日) 午前9時～午後4時30分
- ◆交付時間 平日(開庁日) 午前9時～午後5時
- ◆申請できる方 日本国籍を有し、嘉島町に住居登録している方
- ◆交付予定日 土日祝日年末年始を除いて9日間  
※受取は本人のみです。(申請は代理でもできます。)

## 申請に必要な書類

項目	内容
①一般旅券発給申請書	▶10年または5年用 ※20歳未満の方は、5年用のみ(法定代理人の同意・署名が必要です。)
②戸籍抄本または謄本(発行日から6ヶ月以内のもの)	▶有効な旅券をお持ちの成人の方で、氏名、本籍の都道府県名に変更がない場合は、省略できます。ただし、未成年者は法定代理人(親権者など)の確認のため戸籍の提出が必要な場合があります。 ▶同一戸籍内の方が同時に申請する場合は、戸籍謄本1通で申請できます。
③写真 1枚(6ヶ月以内に撮影されたもの)	▶右図の寸法を満たしており、縁無し、正面向き、無帽、無表情、無背景で目と輪郭がはっきりと写っているもの。白黒可。 ※規格に合わないもの、ふさわしくないものは、撮り直しをお願いすることもあります。 ※できるだけ専門の写真店でパスポート用と指定し撮影してください。
④申請者本人を確認できる書類(有効な原本を提示してください)※コピー不可	(1)1つで本人確認できるもの 有効な日本国旅券(失効後6ヶ月以内のものも含む)、運転免許証など (2)2つ必要とするもの 健康保険証、年金証書(手帳)など
⑤前回発行の旅券	▶有効な旅券をお持ちの方は、有効旅券を提出しないと申請できません。 ▶期限切れでもお持ちください。



## 代理申請について

- 申請は代理ですることができます。
- ①申請書への所持人自署、委任申出書の記入が必要です。  
あらかじめ申請用紙を受け取りにお越しください。
  - ②申請時には、申請者と代理人それぞれの本人確認の書類が必要です(有効な原本で、コピー不可)。

## 旅券の受領

- ・年齢に関係なく、必ず本人がお越しください(代理による受領はできません)。
- ・受領証と収入印紙、現金2,000円(熊本県収入証紙代)を持参ください。発行日から6ヶ月以内に受領しなかった旅券は失効します。

申請の種類	収入印紙	熊本県収入証紙	合計
10年旅券	14,000円	2,000円	16,000円
5年旅券	9,000円	2,000円	11,000円
12歳未満(5年)	4,000円	2,000円	6,000円

申請に係る注意事項は、熊本県ホームページをご覧ください。



届出・証明



# 税金

## 町税等のおもなもの

問 税務課 課税係

税金等の種類		納期											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税	土地、家屋、償却資産の所有者に課せられる税		1期		2期		3期			4期			
町県民税	個人の所得などに課せられる税			1期		2期		3期			4期		
軽自動車税	バイクや軽自動車などの所有者に課せられる税		全期										
国民健康保険税	国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主に課せられる税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
介護保険料	65歳以上(第1号被保険者)の方に課せられる保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療保険の加入者に課せられる保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

### 固定資産税

#### 納税義務者

1月1日現在で、町内に土地や家屋、償却資産(※1)を所有している人

(※1)土地、家屋以外の事業用の資産であり、資産が所在する市町村へ毎年1月31日までに申告することが義務付けられています。

#### その他

- ▶ 固定資産課税台帳は課税決定後に縦覧期間(毎年4月1日から第1期納付期限まで)があります。
- ▶ 新築・増築または滅失された家屋がある場合は、届出が必要です。

### 町県民税

#### 納税義務者

1月1日現在で町内に住所があり、前年中に一定額以上の所得があった人

#### その他

税額は、前年(1月1日～12月31日)の所得に応じて算出されますので、毎年3月15日までに申告書を提出してください。ただし、給与収入のみのサラリーマンや、公的年金のみの方、所得税の確定申告をした方は申告の必要はありません。

### 国民健康保険税

#### 納税義務者

国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主

#### その他

税額は、世帯単位で計算されます。世帯の年間保険税額は、①～③を合算した金額です。

- ①所得割額…所得に応じて計算した金額
- ②均等割額…加入者1人あたりの金額
- ③平等割額…一世帯あたりの金額

また、徴収方法は2種類あり、年金から天引きされる

「特別徴収」(世帯主及び国民健康保険加入者全員が65歳以上等)と納付書又は口座振替による「普通徴収」に分けられます。

※保険料を年金から天引きにより納めている方で、口座振替を希望される方は、申請により認められた場合は口座振替への変更ができます。

### 介護保険料

#### 納入義務者

65歳以上の第1号被保険者の方

#### その他

保険料は、本人と世帯の課税状況や所得に応じていくつかの段階に分けられ、個人ごとに決まります。

また、徴収方法は2種類あり、年金から天引きされる「特別徴収」と納付書又は口座振替による「普通徴収」に分けられます。

### 後期高齢者医療保険料

#### 納入義務者

75歳以上の方、または65歳以上75歳未満で一定の障がい認定を受けており、後期高齢者医療制度への移行を希望する方

#### その他

保険料は個人単位で課せられ、毎年7月に当年度分の保険料が決定されます。当年度分の保険料は①と②を合算した金額です。

- ①所得割額…前年の所得に応じて計算した金額
- ②均等割額…被保険者が等しく負担する金額

また、徴収方法は2種類あり、年金から天引きされる「特別徴収」と納付書又は口座振替による「普通徴収」に分けられます。

※保険料を年金から天引きにより納めている方で、口座振替を希望される方は、申請により認められた場合は口座振替への変更ができます。



税金

## ▶ 軽自動車税

### 納税義務者

毎年4月1日現在に原動機付自転車・軽自動車等を所有している人(または使用者)

### その他

▶ バイクを業者に売り渡した、友人に譲ったなど、バイクが手元に無くても廃車の手続きが完了していない

### 【車種①】

種別	原動機付自転車			ミニカー	小型特殊		軽二輪	小型二輪
	一種 50cc以下	二種乙 90cc以下	二種甲 125cc以下		農耕用	その他		
金額	2,000円	2,000円	2,400円	3,700円	2,400円	5,900円	3,600円	6,000円

◆ 三輪車及び四輪以上の軽自動車の税率は車種②のとおりです。

車種②の税率は新規登録した日(自動車検査証記載の初度検査年月)によって異なります。

[※1]経年車に係る重課税率について

初年度検査年月から13年を経過した軽四輪車等については、※1の税率となります。ただし、燃料の種類が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車および被けん引車は対象外となります。

### 【車種②】

初度検査日		区分		平成27年3月31日以前		平成27年4月1日以降の新車		
車種				現行のまま	13年超 (重課) [※1]	改正後 [※2]	グリーン化特例(軽課) [※3] 概ね75%軽減	
軽自動車	三輪	660cc以下		3,100円	4,600円	3,900円	1,000円	
	四輪 以上	660cc 以下	乗用	営業用	5,500円	8,200円	6,900円	1,800円
			乗用	自家用	7,200円	12,900円	10,800円	2,700円
		貨物	乗用	営業用	3,000円	4,500円	3,800円	1,000円
			乗用	自家用	4,000円	6,000円	5,000円	1,300円

場合には、継続して税金がかかります。すみやかに手続きを行ってください。

▶ 身体の障がいがある方等が所有し、本人や家族が運転する車の税金は減免される場合があります。

税額は車種により次の通りです。

◆ 原動機付自転車や農耕車(トラクター)等の小型特殊車両の税率は車種①のとおりです。

[※2]平成27年度登録分から税率引き上げについては、平成27年4月1日以降に新規登録した車両に対しては、※2の税率となります。

[※3]燃費性能に応じたグリーン化特例(軽課)の導入について

令和3~4年度に新規登録した一定の環境性能を有する軽四輪車等(電気自動車・天然ガス自動車)について、グリーン化特例(税率の軽減)があります(翌年度分に限る)。

## 納付

### 問 税務課 徴収係

税金や保険料は、みなさんの安心・快適な生活を支える行政サービスのための、大切な財源です。

町税等(町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料)には、納期限が定められています。

税金等は納期限内に納めましょう。

### 納税・納入は口座振替が便利です

町税等の納付を口座振替にすると、納期ごとに指定の金融機関などから自動的に振り替えて納付ができますので、納付のたびに金融機関などの窓口へ行く手間が省け、納め忘れることもありません。

申込み 下記「納付場所」の窓口

手続きに必要なもの 預貯金通帳、通帳のお届け印

### 納付場所

肥後銀行、熊本銀行、上益城農協、熊本第一信用金庫、九州労働金庫、ゆうちょ銀行(九州内)、役場会計室の窓口

### 納付に困ったとき

特別な事情があつて納期限内に納めることができない場合は、税務課へご相談ください。

### 窓口手数料(税証明等)

税目	名称	手数料	必要なもの	取得できる人
固定資産税	資産(無資産)証明書 名寄帳兼課税台帳 評価証明書 公課証明書	300円	●申請者の身分証明書(免許証等) ●印鑑(認印可)	本人又は委任状を持参した方等
	住民税			
公簿閲覧	字図の写し	1,300円	●住宅用家屋証明書申請書 ●住民票(写し) ●建築確認済証(写し) ●登記したことがわかる書類 ●住宅用家屋証明書 ●その他必要に応じて提出していただく場合があります。	左記書類等を持参した方
臨時運行許可証		750円	●車検証 ●自賠責保険証 ●申請者の身分証明書(免許証等)	
車検用軽自動車税納税証明書		無料	●車検証(写し可)	本人又は車検証を持参した方



# 国保・年金

## 国民健康保険

問 町民保険課 保健係

国民健康保険(国保)は、病気やケガをしたときに安心して医療が受けられるように、加入者みなでお金を出し合い、助け合う制度です。医療費は皆さんが納めた保険税と、国などからの補助金で賄われています。

### ▶ 加入の対象となる方

職場の健康保険に入っている方、生活保護を受けている方、および後期高齢者医療制度で医療を受けている方以外の方は国保に加入しなければなりません。原則として、居住している都道府県の国保に加入します。

#### 国保に加入している方の例

お店などを経営している自営業の方、農業や林業などを営んでいる方、退職して職場の健康保険などをやめた方、パートやアルバイトなどをしていて、職場の健康保険などに加入していない方など

※生活保護を受けている方や後期高齢者医療制度で医療を受ける方を除きます。

### ▶ こんなときは届出が必要です(14日以内)

	こんなとき	持参するもの
国保に加入する	他市区町村から転入したとき	他の市区町村の転出証明書
	他の健康保険の資格を喪失したとき 社会保険の扶養家族をはずれたとき	他の健康保険の資格喪失証明書またはそれに代わる資格が喪失したことが分かる証明書類(離職票など)
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳
	外国人が加入するとき	在留カード・パスポート
国保を脱退する	他市区町村へ転出したとき	保険証
	他の健康保険に加入したとき	国保の保険証・新しく加入した健康保険証(職場の保険証が未交付の時は証明できるもの)
	生活保護を受けはじめたとき	保険証・保護開始決定通知書
	死亡したとき	保険証・死亡日を証明するもの
	外国人が脱退するとき	保険証・在留カード
その他の場合	町内で住所が変わったとき	保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	保険証
	世帯分離や世帯合併をしたとき	保険証
	保険証を紛失したとき	身分証明書
	町外の学校に就学することになったとき	在学証明書又は学生証(写し)
	交通事故にあったとき	保険証・事故証明書・傷病届・事故発生状況報告書・印鑑

告 告

労務管理でお悩みはないですか?  
お気軽にご相談ください。

**元田社会保険労務士事務所**

特定社会保険労務士 荒木 めぐみ

- 労務管理・労務相談
- 就業規則、その他諸規定作成および相談
- 手続き代行(社会保険・労働保険)
- 労使トラブル相談

嘉島町 1599-3  
**TEL (096) 237-1043**  
**FAX (096) 237-0265**  
 E-mail: mk@motoda-sr.com  
 URL: http://www.motoda-sr.com



国保・年金

## ▶ 主な給付

項目	内容
出産育児一時金	国民健康保険に加入している方が出産したとき原則42万円を支給します。 ※産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合
葬祭費	国民健康保険に加入している方が死亡したとき、葬儀を行った方に対し、2万円を支給します。(口座振込)
高額療養費	同月内の医療費が限度額を超えたときは、その超えた額を支給します。 手術や入院等で医療費が高額になる場合は、あらかじめ役場に申請することで限度額の認定証が交付されます。この認定証を医療機関に提示することで、窓口での支払いが限度額までとなります。(ただし、対象とならない場合もございますので、まずにご相談ください。)
高額介護合算療養費	1年間にかかった医療費と介護サービス費を合計し、限度額を超えた額を支給します。対象となる方には、通知が送られます。高額介護合算制度は、通常8月1日から翌年7月31日までを1年間として計算されます。この間に被用者保険(社会保険等)から国民健康保険に変わった方には、通知は送られません。
療養費	被保険者が緊急時などやむを得ない理由で保険証を持たずに病院にかかったときや医師が必要と認めた補装具を作ったときなどに、保険者負担分を支給します。

## 後期高齢者医療制度

問 町民保険課 保健係

### ▶ 被保険者(後期高齢者医療制度の対象者)

- ▶ 75歳以上の方は、現在加入されている保険から脱退し、後期高齢者医療制度の被保険者となります。75歳の誕生月の前月までに手続きについてご案内の通知をします。
- ▶ 65歳以上75歳未満で一定の障がい認定を受けている方は、後期高齢者医療制度への移行を希望する場合、申請手続きが必要です。

### ▶ 保険者(運営者)

熊本県の全市町村で組織する「熊本県後期高齢者医療広域連合(☎096-368-6511)」が運営しています。本町役場の窓口では、保険証の交付、保険料の徴収、各種申請や届出書の受付を行っています。

### ▶ 病院などにかかるとき

病院などの窓口には、後期高齢者医療被保険者証を提示してください。  
医療費の負担割合は、1割または3割(現役並所得の方)となります。

### ▶ 医療費が高額になるとき

手術や入院等で医療費が高額になる場合は、あらかじめ役場に申請をすることによって、「後期高齢者医療限度額適用認定証」あるいは、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。この認定証を医療機関に提示することで、窓口での支払いを抑える事ができます。所得によっては対象とならない場合もございますので、まずにご相談ください。  
≪「後期高齢者医療保険料」は税金コーナーへ≫

### ▶ 主な届出

次のような場合は、届け出が必要となります。届け出に必要なものはそれぞれ異なりますので事前にご確認ください。

#### 加入しなければならないとき

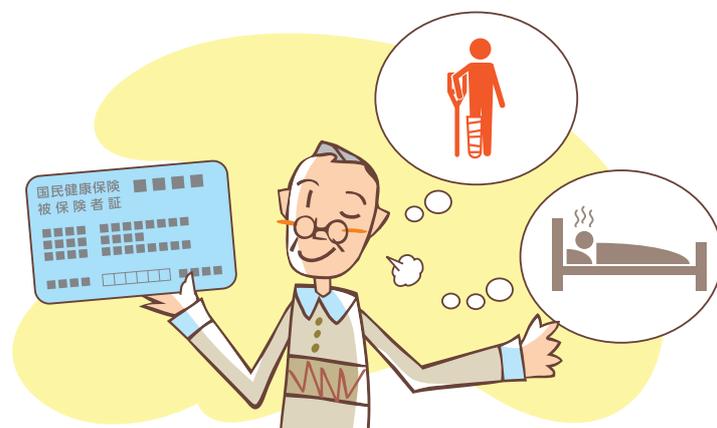
県外からの転入、生活保護を受けなくなったとき など

#### 加入の必要がなくなるとき

県外への転出、死亡したとき、生活保護を受けるようになったとき など

#### 変更が生じたとき

転居したとき、氏名が変わったとき など



国民年金制度は、老後の生活や、思わぬ病気やケガで障がい者となったり、一家の働き手を失ったときなどに、年金により経済的な援助をすることで生活を安定させるための制度です。

国民年金加入者

対象者	<p><b>【第1号被保険者】</b> 20歳以上60歳未満の農林漁業・商業などの自営業者、学生、日本在住の外国人、またはサラリーマンであっても厚生年金などに加入していない方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自営業者</li> <li>●農林業従事者</li> <li>●学生 など</li> </ul>	<p><b>【第2号被保険者】</b> 会社や役所などに勤務し、厚生年金保険や共済組合に加入している方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●会社員</li> <li>●公務員</li> </ul>	<p><b>【第3号被保険者】</b> 第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●会社員や公務員の妻や夫</li> </ul>
保険料	<p><b>【任意加入被保険者(希望で加入できる人)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶60歳以上65歳未満の方</li> <li>▶海外に在住の20歳以上65歳未満の日本人</li> </ul> <p>▶保険料の額は年齢、所得、性別に関係なく全国一律で16,610円(令和3年度)の定額保険料です。</p> <p>▶付加保険料1月400円</p> <p>▶口座振替や、納付書を利用して銀行、郵便局、農協などの窓口払いのほか、クレジットカード納付もあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●報酬額に比例</li> <li>●会社と折半して負担</li> <li>●給料から天引き</li> </ul>	<p>▶自己負担なし(配偶者が加入する年金制度が負担)</p>
届出先	▶役場町民課	▶勤め先へ届出	▶配偶者の勤め先へ届出

【第1号被保険者】こんなときは届出を



こんなとき	届出に必要なもの
20歳になって厚生年金、共済組合に加入していないとき	日本年金機構から送付された加入届書、個人番号、本人確認書類
転居、転入したとき	年金手帳、年金証書、個人番号、本人確認書類
本人や配偶者が会社などを退職したとき	年金手帳、退職日のわかる書類、個人番号、本人確認書類
配偶者(第2号被保険者)の扶養からはずれたとき	年金手帳、扶養からはずれた日がわかる書類、個人番号、本人確認書類
氏名が変わったとき	年金手帳、個人番号、本人確認書類

※代理人による手続きは、ほかに必要なものがありますので、お問い合わせください。

※保険料は年度毎に変更されることがあります。

保険料の免除・猶予制度があります

第1号被保険者で、病気や失業、風水害、営業不振などで所得が少なく、保険料を納めるのが困難な方は、免除申請を行うことができます。特に学生は「学生納付特例制度」を利用することができます。詳しくは、町民保険課保健係または年金事務所へご相談ください。

給付の種類

種類	支給条件
老齢基礎年金	保険料を10(※)年以上納付(免除期間も含む)した方が、65歳になったとき(※平成29年8月からの取り扱い)
障害基礎年金	20歳前、国民年金に加入中、または60歳から65歳の間に初診のある病気やけがで障がいになったとき
遺族基礎年金	一定の保険料を納付した方や、年金を受けられる資格期間のある方が死亡したとき (死亡した被保険者によって生計を維持されていた「子を持つ配偶者」または「子」に支給) ※「子」とは、18歳に到達した年度末までの間(障がいのある子は20歳未満)にある子
死亡一時金	第1号被保険者として3年以上保険料を納付した方が、何年も年金を受けずに死亡し、その家族が遺族基礎年金を受けられないとき
寡婦年金	年金を受けられる資格期間のある夫が、年金を受けずに死亡したとき
未支給年金(死亡届)	年金受給者が死亡され、その人に支払われる年金が残っているとき 請求できる遺族は、死亡した人と生計同一の①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹⑦これら以外の3親等内の親族(請求順位は①から⑦の順)





# 福祉・介護・高齢者

## 介護保険

問 福祉課 介護保険係

### ▶ 介護保険のしくみ

介護保険はみんなで支えあう制度です。介護保険制度を運営するのは市町村です。介護保険を運営する市町村のことを「保険者」といいます。

保険者は、要介護認定を行い、介護保険サービスの確保・整備をします。

### ▶ 被保険者(加入する方)

40歳以上の方すべてが加入し介護保険料を納めます。被保険者は、40歳から64歳までの方と65歳以上の方に分けられます。

#### 第1号被保険者…65歳以上の方

65歳に到達する月に被保険者証が交付されます。原因を問わず、介護や日常生活で支援が必要になったとき嘉島町の認定を受け介護サービスの利用ができます。

#### 第2号被保険者…40歳から64歳までの方

老化に伴う病気(特定疾病)により介護や支援が日常生活で必要となったとき嘉島町の介護認定を受け、サービスの利用ができます。

被保険者証は、介護認定を受けた場合のみ交付されません。

### ▶ 介護サービスの利用

介護サービスを利用するためには介護認定の申請が必要です。

#### (1)申請

申請は本人または家族のほか、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、介護保険施設に在籍するケアマネージャーの方が代行して行うこともできます。

新規で介護認定を受けたい方は、役場福祉課介護保険係や地域包括支援センターにご相談ください。

#### (2)訪問調査

申請をすると、介護認定調査員が訪問し本人の心身の状態を見たり、家族から聞き取りをします。併せて役場より、主治医に意見書を照会します。

#### (3)認定

調査に基づいて、審査会で判定を行います。

結果は、軽い方から非該当・要支援1・要支援2・要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5の8段階あります。

また、非該当については、介護サービスの利用はできませんが、前記のチェックリストで事業対象者と認定されれば、一部利用可能なサービスがあります。

#### (4)ケアプランの作成

介護認定を受けた方または事業対象者となった方は、ケアプランを作成して介護保険サービスを利用します。ケアプランの作成は居宅介護支援事業所、要支援の方のプランについては地域包括支援センターが作成します。

#### (5)介護サービスの利用

利用者は介護サービスの1割、一定の所得がある方は2割または3割を支払います。

### ▶ 介護保険サービス外の事業

介護認定を受けなくても、地域サロンや脳いきいき教室などの一般介護予防事業があります。詳しくは役場福祉課介護保険係または地域包括支援センターまでお尋ねください。



## 高齢者福祉

### ▶ 高齢者の能力活用・社会参加

#### 問 福祉課 福祉係

##### 老人クラブ

軽スポーツや友愛活動などさまざまな活動を行っています。

会員対象者：おおむね65歳以上の方

※入会については、居住している地域の老人クラブ会長へご連絡ください。

### ▶ 地域包括支援センター

#### 問 地域包括支援センター

地域包括支援センターでは、主任ケアマネージャー、保健師、社会福祉士などが中心となって高齢者の皆さんの支援を行います。職種はそれぞれ専門分野を持っていますが、専門分野の仕事だけ行うのではなく、互いに連携をとりながら「チーム」として総合的に皆さんの支援を行います。

##### 介護予防ケアマネジメント…

##### 自立して生活ができるよう支援します

今後、要支援や要介護状態へなるおそれの高い方や要支援1・2と認定された方に対して支援を行います。介護予防サービスの利用や嘉島町が行う介護予防事業などの利用について支援します。

##### 権利擁護…高齢者の財産や権利を守ります

高齢の方が安心していきいきと暮らすために、皆さんの持つさまざまな権利を守ります。成年後見制度の紹介や、虐待の早期発見、消費者被害などに対応します。

##### 総合相談支援…なんでもご相談ください

高齢者の方やその家族、近隣に暮らす方の介護に関する悩みや問題に対応します。介護に関する相談や心配、その他健康や福祉、医療や生活に関することなどなんでもご相談ください。

##### 包括的・継続的ケアマネジメント…

##### さまざまな方面からみなさんをささえます

地域での様々なサービスや、医療機関・関係機関とのネットワークを活用し、自立に向けた総合的な支援に取り組めます。また、ケアマネージャー等と連携して、高齢者が地域で自立して暮らし続けるために、心身の状態や生活環境の変化に応じた継続的な支援を行います。

##### 地域包括支援センターのご案内

所在地：嘉島町上島551（嘉島町社会福祉協議会内）

☎096-237-2988 FAX096-237-3508

相談は、センターまで直接お越しいただく他、電話での対応、訪問での対応も行います。

窓口対応可能時間：月～金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで（※土・日・祝日、12月29日～1月3日はお休みです。）

### ▶ 養護老人ホームへの入所

#### 問 福祉課 福祉係

おおむね65歳以上の方で、環境上の理由及び経済的理由により、自宅において養護を受けることが困難な方が入所（措置）できます。

前年の所得に応じ、本人及び扶養義務者の費用負担があります。

## 障害者福祉

### ▶ 各種手帳の交付

#### 問 福祉課 福祉係

障がいがあり日常生活に支障がある人を対象に、身体障害者手帳（身体障がい者）、療育手帳（知的障がい者）、精神障害者保健福祉手帳（精神障がい者）をそれぞれ交付しています。手帳を取得すると各種サービスが受けられます。

##### 身体障害者手帳

身体障害者手帳とは、身体に一定以上の障がいがあり日常生活に著しい制限を受ける方が、障がいの程度に応じて各種のサービスを受けるために必要な手帳です。手帳の交付には申請が必要です。

障がいの等級は重い方から1級～6級の6等級です。

##### 療育手帳

療育手帳とは、知的障がい児（者）の方に対して交付を行っている福祉手帳です。一貫した指導、相談を行うとともに、各種の福祉サービスを受けやすくするために利用されています。

なお、交付される手帳には障がいの区分により「A1（最重度）」、「A2（重度）」、「B1（中度）」、「B2（軽度）」に分けられます。

##### 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳とは、精神疾患を有する方のうち、精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方に対して交付される手帳です。

障がいの等級は、重い方から1級～3級の3等級で、有効期間は2年間です。

広告



社会福祉法人  
嘉島町  
社会福祉協議会

上益城郡嘉島町上島551  
福祉センター内

TEL096-237-2981  
FAX096-237-3508

kashimashakyo2981@juno.ocn.ne.jp

http://kashima-shakyo.or.jp



福祉・介護・高齢者

**医療費助成制度**

**問** 福祉課 福祉係

**自立支援医療**

**更生医療の給付について**

18歳以上で身体障害者手帳を持つ方が対象。障がいの軽減や職業能力の増進を図るために必要な医療を受けるときに支給されます。

**◆申請に必要なもの**

- ▶ 自立支援医療指定医療機関の意見書
- ▶ 身体障害者手帳
- ▶ 健康保険証
- ▶ 特定疾病療養受療証(腎臓機能障害の方)
- ▶ 印鑑
- ▶ 個人番号及び本人確認書類

**育成医療の給付について**

身体に障がいのある18歳未満の児童が対象。確実な治療効果が期待できる場合に、その障がいの除去もしくは軽減を図るための医療を受けるときに支給されます。

**精神通院医療の給付について**

精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に受けている方が対象。指定医療機関で治療上必要な医療を受けるときに支給されます。

**重度心身障がい者医療費助成について**

重度心身障害者医療費助成とは、重度の心身障がい者が保険証を使用して診療・投薬を受けたとき、医療費の自己負担分に対して助成します。

**助成対象者**

- ▶ 身体障害者手帳 1級又は2級の方
- ▶ 療育手帳 A1又はA2の方
- ▶ 精神障害者保健福祉手帳 1級の方

**各種手当**

**問** 福祉課 福祉係

**特別児童扶養手当**

身体や精神に障がいのある20歳未満の子どもを養育している家庭の生活の安定と児童の健やかな成長を助けるための制度です。

支給対象者	20歳未満で、身体または知的・精神に中度以上の障がいがある児童を養育している父か母、または父母に代わって養育している方
支給額(月額)	1級…1人につき52,500円 2級…1人につき34,970円

※手当を受給するためには申請が必要です。ただし、一定の所得制限などがあります。

※手当額は変動が生じる場合があります。

**障害児福祉手当**

在宅での日常生活において、重度の障がいゆえに特に必要とされる介護などの負担を軽減するために支給する制度です。

支給対象者	身体または知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の者
支給額(月額)	14,880円

※手当を受給するためには申請が必要です。ただし、一定の所得制限などがあります。

※手当額は変動が生じる場合があります。

**特別障害者手当**

重度の障がいがあり、日常生活に常に特別の介護を必要とする20歳以上の方に対し、手当を支給します。ただし、病院に3ヶ月以上入院しているときや施設に入所しているときは支給されません(所得制限があります)。

支給額(月額)	27,350円
---------	---------

**各種給付や助成など**

**問** 福祉課 福祉係

**補装具費の支給**

身体に障がいを持つ方が、日常生活や職業生活をしやすいようにするために必要な用具を購入・修理・借受けする費用の一部を補助します。

※介護保険の対象者は、種目によっては介護保険制度との調整が必要です。

**日常生活用具の給付**

重度の障がい児(者)、難病患者の方に対し、自立支援用具等の日常生活用具を給付します。

※介護保険の対象者は、種目によっては介護保険制度との調整が必要です。

**住宅改造費助成**

65歳未満の障がいのある方が、安全で快適に自宅での生活が送れるように、玄関、廊下、浴室、便所などを改造するための費用を助成します(所得制限があります)。

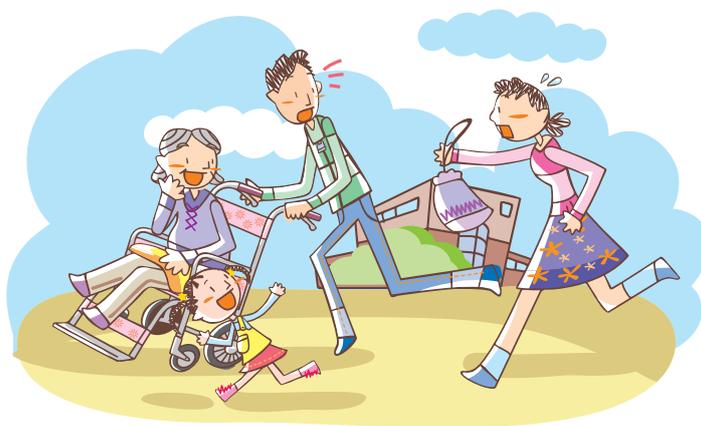
**その他の助成や制度**

種類	備考
有料道路割引制度	制度ごとに障がい等級や年齢などの対象要件、所得などの利用制限や利用者負担金が設けられています。また、その他の制度もありますので、詳しくはお問い合わせください。
NHK受信料減免制度	
移動支援	



介護給付

サービスの名称	内容
居宅介護	障がい者が居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難がある障がい者等の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護など必要な援助を行うサービスです。
行動援護	知的障がい又は精神障がいによって行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする障がい者等について、行動する際の危険を回避するため、援護や外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護など必要な援助を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきり状態にあるもの並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供するサービスです。
生活介護	常時介護を必要とする障がいのある人について、障がい者支援施設等で主として昼間において、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がいのある人に対し、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話等を行うサービスです。
短期入所	居宅においてその介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所が必要な障がいのある人を施設に短期間入所させ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行うサービスです。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人が、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行うサービスです。



## 訓練等給付

サービスの名称	内容
自立訓練 (機能訓練)	病院や施設を退院・退所した身体障がい者又は難病等対象者につき、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な方や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な方が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のために必要な支援を行うサービスです。自立訓練(機能訓練)は、標準利用期間が1年6ヶ月と定められています。
自立訓練 (生活訓練)	病院や施設を退院・退所した人や、特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障がいのある人・精神に障がいのある人が、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービスです。自立訓練(生活訓練)は、標準利用期間が2年間(長期間入院者等は3年間)と定められています。
宿泊型自立訓練	自立訓練(生活訓練)の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している知的障がいのある人・精神に障がいのある人が、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービスです。宿泊型自立訓練は、標準利用期間が2年間(長期間入院者等は3年間)と定められています。
就労移行支援	就労を希望する障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。標準利用期間は2年間、資格取得を目的とする養成施設の場合は3年間又は5年間と定められています。
就労継続支援A型	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。
就労継続支援B型	年齢、心身の状態その他の事情により引き続き通常の事業所に雇用されることが困難になった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。
就労定着支援	一般就労した障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施するサービスです。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問したり、電話相談等により、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好か、などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービスです。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービスです。これまで共同生活援助(グループホーム)と共同生活介護(ケアホーム)に分類されていましたが、平成26年4月1日から、ケアホームのグループホームへの一元化が図られました。

## 障害児通所支援

サービスの名称	内容
児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。
医療型児童 発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童につき、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行うサービスです。
放課後等 デイサービス	就学している障がいのある児童・生徒について、授業の終了後又は学校の休業日に、施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行うサービスです。
居宅訪問型 児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。
障害児相談支援	障がいのある児童について、障害福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行うサービスです。



# 子育て・健康・医療

## 母子の健康

問 町民保険課 保健係

### ▶ 妊娠が確定したら

#### 母子健康手帳、妊婦健診受診券の発行

妊娠が明らかになったら、早めに母子健康手帳の交付を受けましょう。印鑑が必要です。

妊婦健診受診券は熊本県内の病院で使用できます。最大14回まで無料です。

里帰り出産等県外で妊婦健診を受診される場合は一度自費で支払い、役場での手続き後返金(償還払い)となります。助成金額は妊娠週数に応じて上限が決まっています。

なお、妊婦健診受診券は嘉島町外へ転出された場合は使用できません。転出先の市町村で再発行の手続きをお願いします。

### ▶ 赤ちゃんが生まれたら

出生届け(生後14日以内)

子ども医療費助成(子の住民票がある市町村にて)

児童手当の手続き

出産育児一時金の手続き(加入されている健康保険にて)

こんにちは赤ちゃん訪問(生後2ヶ月前後に保健師がご自宅に訪問します)

乳幼児健康診査・相談(月齢に応じ該当する方には通知にてご案内いたします)

▶ 3-4ヶ月児、6-7ヶ月児、1歳6ヶ月児、3歳児健康診査

▶ 2歳児歯科健康診査

▶ すくすく歯っぴー教室、育児相談

※フッ素塗布は、2歳児歯科健康診査対象となられた方から就学前までのお子さんが対象で、合計4回まで無料で塗布することができます。

### ▶ 乳幼児・児童・生徒対象の定期予防接種※1

種類	予防する病気	対象年齢	間隔と接種回数	役場からの通知時期(目安)
インフルエンザ菌b型(Hib)	インフルエンザ菌b型感染症	生後2ヶ月以上～5歳未満	27日以上の間隔で3回、3回目から7ヶ月以上あけて1回計4回	乳児訪問時
小児肺炎球菌	小児の肺炎球菌感染症	生後2ヶ月以上～5歳未満	27日以上の間隔で3回、3回目から60日以上あけて1歳～1歳3ヶ月の間に1回計4回	乳児訪問時
B型肝炎	B型肝炎	生後すぐ～1歳未満	1回目と2回目は27日以上、1回目と3回目は139日以上計3回	乳児訪問時
4種混合	ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎(小児マヒ)	生後3ヶ月以上～7歳半未満	20日以上の間隔で3回、3回目から6ヶ月以上あけて1回計4回	乳児訪問時
BCG	結核	1歳未満	1回	乳児訪問時
ロタウイルス	ロタウイルス感染症	1価(ロタリックス):生後6～24週の者 5価(ロタテック):生後6～32週のもの	2回 3回	乳児訪問時
麻しん風しん(MR)	はしか(麻疹)風疹	1歳以上～2歳未満 5歳以上～7歳未満	1回 1回	11ヶ月頃 年長児(個別郵送)
水痘	水ぼうそう	1歳以上～3歳未満	3ヶ月以上の間隔で計2回	11ヶ月頃
日本脳炎	日本脳炎	生後6ヶ月以上～7歳半未満	6日以上の間隔で2回、2回目終了後6ヶ月以上あけて1回計3回	乳児訪問時
日本脳炎(2期)		9歳以上～13歳未満	1回	個別郵送
2種混合	ジフテリア・破傷風	11歳以上～13歳未満	1回	個別郵送
ヒトパピローマウイルス※2	子宮頸がん	小学校6年～高校1年相当の女の子	3回	個別郵送

令和3年4月現在の状況です。予防接種法の改正などにより変更となる場合がありますのでご了承ください。

※1:町内に住民票のあるお子さんを対象に公費負担で実施しています。これ以外の予防接種は任意接種になりますので、問診票や料金等はかかりつけの小児科へお尋ねください。

※2:令和3年9月時点において、定期予防接種ではありませんが、積極的な勧奨は行っておりません。



# 子育て支援

## 児童手当

**問** 福祉課 こども係

**次の場合は手続きが必要です**

出生・転入・転出・養育する児童に変動があったとき  
受給者が公務員になったとき

対象者	中学校を卒業するまでの児童を養育している方に支給されます。	
支給額 (月額)	3歳未満(一律)	15,000円
	3歳～小学校修学前 (第1子・第2子)	10,000円
	(第3子以降)	15,000円
	中学生(一律)	10,000円
	※所得制限限度額を超える場合は1人あたり5,000円	
支給時期	2月、6月、10月にそれぞれの前4ヶ月分が支給されます。	

※手当を受給するためには「認定請求書」の提出が必要です。

※公務員の場合は勤務先で支給されます。

※令和4年6月より一部制度が変更されます。

## 児童扶養手当

**問** 福祉課 福祉係

対象者	支給額(月額)	支給時期
父または母がいない家庭、父または母が一定の障がいの状態にある家庭等で、18歳に達する日以降の3月31日までの児童等を監護または養育している方(ある一定以上の障がい児の場合は、20歳の誕生日まで)	児童1人のとき 全部支給される方…43,160円 一部支給される方…43,150円から10,180円までの間で細かく設定されます。	奇数月にそれぞれの前2ヶ月分が支給されます。
	児童2人目…10,190円から5,100円	
	児童3人目以降1人につき…6,110円から3,060円	

※手当を受給するためには申請が必要です。ただし、一定の所得制限などがあります。

※受給権の消滅事由(婚姻等)が発生した場合は、返還金が生じないように、すみやかにお届けください。

※手当額は変動が生じる場合があります。

## 医療費助成制度

名称	対象者	助成内容	備考
子ども医療費助成 <b>問</b> 町民保険課 保健係	嘉島町の住民基本台帳に記載されている者で出生から15歳に達する日以後の最初の3月31日(義務教育終了)までにある者	医療費保険適用分全額(入院時食事療養費、交通事故等により第三者からの賠償として支払われる医療費、災害共済給付制度の適用となる医療費を除く)ただし、高額療養費や家族療養費付加金等の健康保険からの給付に該当する場合は、それらの給付額を除いた額	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 県内の医療機関で外来診療(一部負担金21,000円未満)の場合…子ども医療費受給者証の提示により保険診療分の自己負担額の窓口払いが不要になります。</li> <li>▶ それ以外の場合…窓口にて一部負担金を支払いいただき、その後役場町民保険課保健係への申請により償還します。(診療のあった月の翌月から起算して6ヶ月が申請期限となります)</li> </ul>
ひとり親家庭等医療費等助成 <b>問</b> 福祉課 福祉係	父子(母子)家庭の父(母)、その者に扶養されている児童、または父母のいない児童 父母…児童が20歳になる誕生日の末日まで 児童…18歳に達する日以後の最初の3月31日(ある一定以上の障がい児の場合は、20歳の誕生日)まで	医療費保険適用分の2/3	所得制限あり



## ▶ 子育てひろばあいあい

### 問 福祉課 こども係

育児の不安・悩みなどの相談、親子の交流を支援しています。またベビーマッサージなどの子育て講座やお話し会などを定期的で開催し、楽しい子育てを応援します。

※利用は基本無料です。

住所	〒861-3106 嘉島町上島551番地
TEL・FAX	096-237-5559
利用時間	10時～16時
利用方法	親子で好きな時間に自由に利用できます。
お休み	土曜日・日曜日・祝日

## ▶ 放課後児童クラブ

### 問 福祉課 こども係

平日の授業終了後や長期休暇の平日に児童の適切な遊び場および生活の場として提供しています。

名称	所在地
おおくすクラブ	嘉島西小学校敷地内
あすなるクラブ	嘉島東小学校敷地内

## ▶ ファミリー・サポート・センター事業

### 問 福祉課 こども係

「育児の援助が必要な人(利用会員)」と「子どもを預かることのできる人(協力会員)」に登録して講習を受けてもらい、依頼に応じて協力会員を紹介し、子育ての相互援助活動を促す支援をしています。

◆利用料金 500～600円(1時間)

◆問い合わせ先 096-237-5559 (嘉島町ファミリーサポートセンター事務局)

## ▶ 病児・病後児保育事業

### 問 福祉課 こども係

御船みるく病児保育室にて、生後3ヶ月から小学校6年生まで病気の回復期にある子どもを預かります。

◆対象児童 御船町・嘉島町・甲佐町の生後3ヶ月から小学校6年生までの病児・病後児

◆場所 御船町木倉554-2

◆問い合わせ先 096-237-2576 (福祉課こども係)  
096-282-2668 (御船みるく病児保育室)

## ▶ ショートステイ・トワイライトステイ事業

### 問 福祉課 こども係

ショートステイ事業は、児童を養育している家庭の保護者が病気などにより、家庭で児童を養育することが一時的に困難な場合に、児童福祉施設にて一時的に養育・保護する事業です。

トワイライトステイ事業は、保護者が仕事などの理由により、平日の夜間または休日に不在となる家庭において、児童を保護し生活指導、食事の提供を行う事業です。

◆問い合わせ先…096-237-2576 (福祉課こども係)

<利用可能施設>

▶ 慈愛園…乳児ホーム/こどもホーム

▶ 広安愛児園



## 子育て相談窓口

名称	内容	時間	問い合わせ先
熊本県中央児童相談所	子育て等の悩み相談	月～金曜日 8:30～17:15	☎096-381-4451
こども110番	子どもの心や体の相談	月～金曜日 9:00～16:00	熊本県福祉総合相談所 ☎096-382-1110
肥後っ子テレホン	少年問題に関する困りごとや悩みごとの相談	月～金曜日 8:30～17:15	警察本部少年課 ☎096-384-4976 ☎0120-02-4976
すこやかダイヤル	家庭教育の悩みや不安についての相談	月～金曜日 9:00～17:00	熊本県立教育センター ☎0968-44-7445
こころの健康相談	こころの病、精神的不安、ひきこもり等に関する相談	月～金曜日 9:00～16:00	熊本県精神保健福祉センター ☎096-386-1166
小児救急電話相談	夜間における子どもの急な病気への対応や応急処置等の相談	毎日夜間 19:00～24:00	県内統一 #8000 携帯電話およびダイヤル回線 ☎096-364-9999



広告

社会福祉法人 櫻心会

  
 Ohikama Lily  
 nurseryschool

おひさまリリー保育園

— 保育の理念 —

子どもに生きる力を！  
ご家庭に安心を！  
育つ場所に笑顔を！

— 保育方針 —

笑顔・挨拶を通して、感謝の心を育みます  
命あるものを大切にします  
心と心を繋ぐ、愛情いっぱいの保育に努めます

嘉島町下六嘉2601

TEL 285-5993 FAX 285-5998

保育所等は、児童福祉法に基づき、保護者が仕事などにより家庭で保育できない児童を保護者に代わって保育するところです。

▶ 保育認定の条件

利用できるお子さんは、保護者のいずれもが次の事情で、お子さんを保育できない場合です。

- ①就労(家庭外労働、家庭内労働(内職も含む))「就労時間:月48時間以上」
- ②就学(職業訓練校等における就業訓練を含む)
- ③病気やケガをしたり、精神若しくは身体に障がいがある場合
- ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護にあたっている場合
- ⑤妊娠・出産
- ⑥火災・風水害・地震等の災害のため、その復旧にあたっている場合
- ⑦求職活動を行っている場合(起業準備を含む)
- ⑧虐待やDVのおそれがある場合
- ⑨育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合
- ⑩その他、上記に類する状態にあると町長が認める場合

▶ 利用申し込み

- ①翌年度4月1日以降の利用申し込みについては、広報誌やホームページでお知らせします。
- ②年度途中からの利用申し込みについては、随時受付を行っておりますので、福祉課こども係にお問い合わせください。

▶ 保育認定施設について

園名	定員	所在地	電話番号 (市外局番096)	0歳受入月齢	開所時間 (延長保育含む)	一時預り
幼光保育園	120	鯉1177-4	237-0601	3ヶ月～	7:00～19:00	○
嘉島保育園	180	上島925-1	237-1016	6ヶ月～	7:00～19:00	×
東部幼光保育園	80	下六嘉1759	360-6103	3ヶ月～	7:00～19:00	×
ニチイキッズかしま西保育園	19	上島1938-11	235-7551	約2ヶ月～2歳児	7:00～19:00	×
おひさまリリー保育園	120	下六嘉2601	285-5993	3ヶ月～	7:00～19:00	○
認定こども園かしま幼稚園	120 (教育60人、 保育60人)	上島846	237-5210	6ヶ月～	7:00～19:00	×



子育て・健康・医療

広告

社会福祉法人 かしま福祉会

## 嘉島保育園

〒861-3106 上益城郡嘉島町上島925-1  
TEL 096-237-1016  
FAX 096-237-2066

社会福祉法人

## 東部幼光保育園

上益城郡嘉島町下六嘉 1759  
TEL:360-6103  
FAX:288-6277

社会福祉法人

## 幼光保育園

上益城郡嘉島町鯉1177-4  
TEL:237-0601  
FAX:237-2785

## 大人の健康

### 問 町民保険課 保健係

町民の自主的な健康づくりや生活習慣病発症、重症化予防のサポートを目的として、いろいろな事業を行っています。年に1回は健康診査やがん検診を受診しましょう。本町では20歳から健診を受けることができます。

### 健診のご案内

1. 特定健診は国民健康保険加入者で40歳～74歳までの方が対象となっています。
2. がん検診や腹部超音波検査などは加入保険に関係なく対象年齢であれば受診できます。
3. 乳がん・子宮がん検診は対象年齢の方に無料クーポン券を配布しています。是非ご利用ください。
4. 健康診査の検査内容は問診、尿検査、血圧測定、採血、身体計測、診察です。
5. 毎年健診前に問診表などを配布します。

健診種別	個人負担額		
	20～39歳	40～74歳	75歳以上
健康診査		特定健診 1,000円	高齢者健診 800円
結核・肺がん検診	600円 (65歳以上は無料)		無料
大腸がん検診 (便潜血)		600円	600円
胃がん検診 (バリウム)		1,200円	1,200円
腹部超音波検診		1,300円	1,300円
肝炎ウイルス検診	今年度末時点で40歳以上の方		
乳がん検診 (乳房超音波・マンモグラフィ)		1,400円	1,400円
子宮がん検診	1,000円	1,000円	1,000円
骨粗しょう症検診		1,400円	1,400円
前立腺がん検診		800円	800円

※個人負担金は年度によって変更される可能性があります。  
 ※骨粗しょう症検診は、年度末時点で40・45・50・55・60・65・70歳の女性の方のみが対象となります。  
 ※前立腺がん検診は、50歳以上の男性が対象となります。

### 大人・その他の予防接種

種類	料金	対象年齢	おすすめ接種期間	間隔と接種回数	役場からの通知時期(目安)
成人肺炎球菌 ※1	2,500円	今年度中に65・70・75・80・85・90・95歳・又は100歳になる方で、過去に一度も肺炎球菌ワクチンを接種した事がない方	通年	1回	対象年齢の方に年度初めに個別に通知を送付します
風しん ※2	助成上限 7,000円	妊娠を希望する女性やその配偶者で、風疹抗体検査で抗体なしと判明している方	なし	1回	
季節性インフルエンザ	2,000円	65歳以上の方	10月～12月	1回	回覧板・広報かしまでお知らせ

令和3年4月現在の状況です。予防接種法の改正などにより変更となる場合がありますのでご了承ください。  
 ※1: 令和5年度までの制度です令和6年度以降は変更の可能性あります。  
 ※2: 詳しくは町民保険課保健係へお問い合わせください。

### 予防接種

予防接種法に基づいて、町内に住民登録がある方を対象に予防接種を実施しています。予防接種は感染症から私たちを守る大切な手段です。自分が感染症にかからないようにするだけでなく、自分が感染源となり、周囲に広めないためにもしっかりと予防接種を受けましょう！(P35をご覧ください。)

#### 町内の病院で受けられる場合

町と契約のある医療機関に直接申込みをして接種を受けてください。

#### 町外の病院で受けられる場合(県内予防接種広域化委託医療機関に限る※1)

- ① 予防接種をする医療機関へ予約をしてください。
- ② 予防接種を受ける当日までに、町民保険課の窓口で予診票を受取してください。(嘉島町予診票綴をお持ちの方は予診票の受取は必要ありません)  
必要物品: 母子健康手帳、印鑑
- ③ 予約した病院で予防接種を受けてください。  
必要物品: 母子健康手帳、予診票

※1: 県内予防接種広域化委託医療機関の具体的な病院は窓口で確認できます。

#### 注意事項

- ▶ 生ワクチン(BCG、麻しん風しん(MR)、水痘(水ぼうそう)、おたふくかぜ)の接種後27日以上の間隔をおかなければ別の生ワクチンの接種を受けることはできません。
- ▶ 上記以外のワクチンの組み合わせでは、前のワクチン接種からの間隔にかかわらず、別のワクチンの接種を受けることができます。
- ▶ 同じ種類のワクチンの接種を複数回受ける場合は、ワクチンごとに決められた間隔を守る必要があります。





# 教育・生涯学習

## 教育

問 学校教育課 学校教育係

嘉島町では、「創造性と行動力に満ちた心豊かで魅力ある嘉島の人づくり」の基本理念に基づき、「生きる力」を育む指導体制の確立を図り、子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握し、豊かな心・確かな学力・健やかな体の調和のとれた育成に努め、生涯学習社会を展望した教育を進めています。

「生きる力」とは、変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身につけさせたい「確かな学力」「豊かな人間性」「健康と体力」の3つのバランスのとれた力のことです。この力を育むためには、就学前からの連続した保育・教育が大切であると同時に、保育所・幼稚園、学校の取組だけでなく、学校・家庭・地域が相互に連携しつつ、社会全体で取り組むことが不可欠です。

本町では、子どもたちの生きる力を育み、思いやりの心を行動に移せるたくましい子どもを育てます。

### 小・中学校一覧

学校名	住所	電話番号 市外局番(096)
嘉島東小学校	上六嘉2063	237-0002
嘉島西小学校	上島1919-2	237-0013
嘉島中学校	上島887	237-0014

### 就学援助

学用品費、給食費、修学旅行費といった、小・中学校で必要な費用にお困りの方は、世帯の収入の程度により教育費の援助が受けられます。詳しくは学校教育課へお尋ねください。



## 生涯学習

問 社会教育課

### コミュニティ施設一覧

名称	所在地	電話番号 市外局番(096)
嘉島町民会館	上島545	237-0058

### 生涯学習スポーツ施設一覧

名称	所在地	電話番号 市外局番(096)
嘉島町民体育館	上島926	237-2005
嘉島町スポーツ交流広場	上島879	—
嘉島町宮運動場	上島2996	—
嘉島町総合運動公園	下六嘉1564	237-5555





# 農業

## 農業者のために

**問** 農業委員会

### ▶ 農地の売買・賃貸借・転用

農業委員会は農地パトロールなどを行いながら、農地を守る活動を行っています。

農地の売買や賃貸借、農地以外に転用する場合は農業委員会若しくは県知事の許可が必要です。

申請から許可までに時間がかかりますので、早めに申請してください。

### ▶ 農地中間管理事業

高齢化等で規模縮小のために農地を貸したいという農業者(出し手)から、農地中間管理機構(農業公社)が利用権を取得し、農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手(受け手)へ農用地利用の集積・集約化を行う事業です。

### ▶ 農業者年金

農業者年金とは、農業者の老後の生活安定及び福祉の向上を目的とした安全な公的年金制度です。積み立て方式で少子高齢化に左右されず、保険料の国庫補助金や税制面でも大きな優遇があります。

## 農業振興

### ▶ 農業振興地域制度

**問** 農政課 整備係

農業振興地域とは、今後概ね10年以上農業の振興を図るべき地域のことで、嘉島町は市街化区域を除く、町内全域が指定されています。農業振興地域の中でも特に農業上の利用を図るべき土地として農用地区域があります。農用地区域に指定されると、税制上の優遇措置などを受けることができます。

### ▶ 多面的機能支払交付金事業

**問** 農政課 整備係

#### 農地維持支払

農業者等による組織が取り組む、水路の泥上げや農道の砂利補充等の地域資源の基礎的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える活動を支援します。

#### 資源向上支払(共同活動)

地域住民を含む組織が取り組む、水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動を支援します。

#### 資源向上支払(施設の長寿命化のための活動)

農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を支援します。

### ▶ 環境保全型農業直接支払交付金事業

**問** 農政課 農政係

農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るため、化学肥料や化学合成農薬を5割以上低減する取組に加え、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い環境保全型農業に取り組む農業者の組織する団体等に対して支援を行います。

### ▶ 農業次世代人材投資事業

**問** 農政課 農政係

就農初期段階の青年就農者に対して農業次世代人材投資資金を交付します。

独立・自営就農時の年齢が45歳未満の就農者に対し、年間最大150万円、夫婦での就農の場合は年間最大225万円を最大5年間交付する事業です。

### ▶ 人・農地プラン

**問** 農政課 農政係

農家の高齢化や耕作放棄地の問題等の各集落が抱える人と農地の問題を、地域ごとの話し合いによって解決されるよう「人・農地プラン」の作成を推進しています。

### ▶ 鳥獣被害対策

**問** 農政課 農政係

#### 家畜防疫事業

家畜伝染病の発生予防対策として、家畜予防接種を行う事業です。

#### 有害鳥獣対策事業

カモによる農作物等に係る被害防止のため、黒ポリ等の設置を行う農業団体の事業について支援しています。



農業



# 商工・観光

## 商工

### ▶ 嘉島町ふれあいセンター「イースト」

#### 問 企画情報課 商工観光係／福祉課 福祉係

嘉島東小学校体育館の南に隣接する、多目的ホールや貸事務所、備蓄倉庫などを備えた複合施設です。

### ▶ 嘉島町の企業動向

#### 問 企画情報課 商工観光係

嘉島町には、交通アクセスの利便性と、豊富な水資源等の優れた立地条件から、大手ビール工場・大規模小売店舗を始め、多くの工場や商業施設、企業が進出しています。

また、町の東西にはそれぞれ工業団地（熊本南工業団地）と卸売り団地（嘉島リバゾン）があり、町の雇用を支えています。

近年の動きとして、下仲間・上仲間地区への立地をはじめ、今後も町内への企業進出が見込まれ、賑わいの創出や就業機会の拡大が期待されます。

#### 雇用・就業関連施策

##### 雇用・就業マッチング支援事業

参加申し込みをした事業所について、町の広報誌・ホームページ等を通じて求人情報を周知しています。

##### 創業支援事業

町と商工会が中心となり、創業希望者に対して相談窓口を設け、創業支援セミナーや個別相談塾等による支援を行っています。

## 観光

### ▶ 六嘉湧水群・浮島

#### 問 企画情報課 商工観光係

町東部に点在する13か所の湧水地は、「六嘉湧水群・浮島」として平成20年に環境省の「平成の名水百選」に選定されています。

池面積約2.5ha、一日の湧水量約15万トンを誇る、町最大の湧水地である浮島は、周辺が水辺公園として整備され、四季折々の風景を楽しむために多くの人々が訪れます。



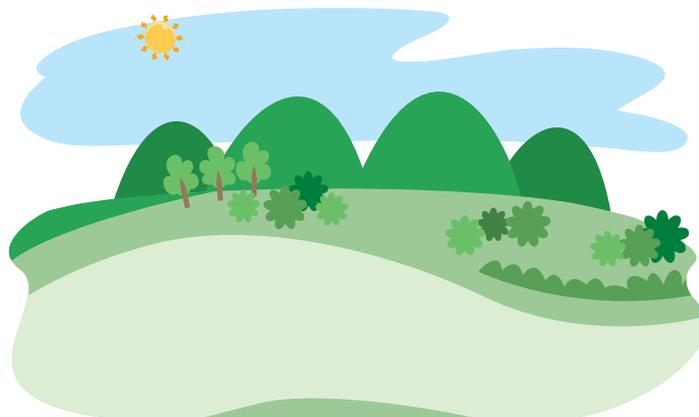
### ▶ 「リバーパーク鯨の学校」

#### 問 建設課 管理係



嘉島町総合運動公園から程近い加勢川沿いの「リバーパーク鯨の学校」では、カヌー体験や専用簡易炭窯・ピザ窯を使った炭焼き体験、ブッシュクラフトインストラクターによるサバイバル術学習といった、様々な体験プログラムを楽しめます（炭焼き体験は小学生以上、それ以外のプログラムは小学4年生以上が対象）。

要予約のため、事前にNPO法人「みずのとらBELE隊」事務局（0967-83-0249）までお問い合わせください。





# 消費生活・環境

## 消費生活

問 総務課 総務係

いつでも  
どこでも  
身近な町で

### 上益城5町消費生活相談室

#### あなたをとりまく甘い罠

##### 住宅・賃貸借契約

アパート入退去契約、住宅リフォーム

##### お金の悩み

借金、ローン、クレジット

##### 通信販売トラブル

ネット通販、定期購入、副業サイト

##### 還付金等詐欺

「ATMへ」は詐欺電話！

##### 架空請求

相手にしない！かかわらない！

##### 点検・便乗商法

「無料で点検」「保険が使える」悪質商法にだまされない。



#### 相談室のご利用について

◎5町にお住まいの方は遠慮なくどの町でも相談ができます。

- ▶相談は無料で秘密やプライバシーは厳守します。
- ▶ご相談でお越しの際は、契約時の書類やチラシ等の資料をご持参ください。
- ▶必要に応じて法律専門家の無料相談を実施します。

◆毎週 月曜日～金曜日(祝祭日及び年末年始を除く)  
午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)

#### 専門相談員がいる曜日です

##### 月曜日

◆益城町役場(別館1F相談室)  
(危機管理課) ☎096-286-3210

##### 火曜日

◆御船町役場(分庁舎2F小会議室)  
(商工観光課) ☎096-282-1226

##### 水曜日

◆嘉島町役場(1F相談室)  
(総務課) ☎096-237-1112

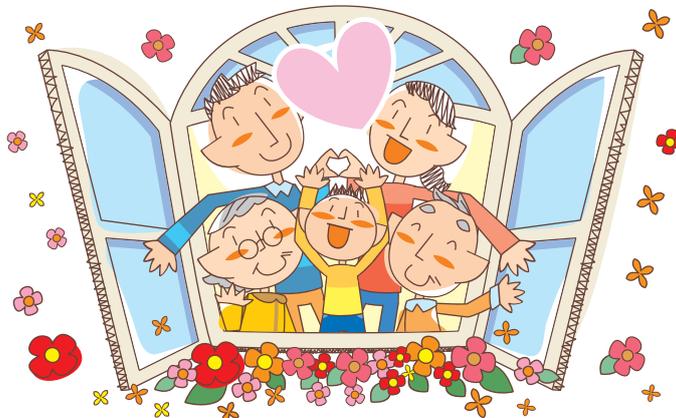
##### 木曜日

◆甲佐町役場(甲佐町老人いこいの家)  
(相談室) ☎096-234-3223  
(福祉課) ☎096-234-1114

##### 金曜日

◆山都町役場(1F相談室)  
(相談室) ☎0967-72-3133  
(福祉課) ☎0967-72-1229

勇気を出して相談してください。  
専門の相談員と一緒に問題解決  
しましょう！



▶ ごみの分け方・出し方

ごみの収集日

町が配布している「ごみ収集カレンダー」を確認し、分別して、決められた収集日の決められた時間までに出してください。

基本的なこと

ごみは必ず分別をしてルールを守り指定のごみ袋を使用してください。

- ▶ ごみ収集カレンダーに記載されているとおり、決められた収集日、決められた場所に、時間は朝8時までに出してください。
- ▶ 分別が出来ていない物や指定のごみ袋以外は収集をしません。
- ▶ 引越し、大掃除などで出る多量のごみは収集しません。

「不法投棄」「ごみの持ち去り」「家庭でのごみの焼却」は法律で禁止されています。

- ▶ ごみは分別が不十分だと、リサイクルできない物が増えてしまうだけでなく、現場での積み下ろしや仕分け作業での危険な手作業が増えるおそれがあります。穴があいていないスプレー缶や割れたガラスなどを、そのままごみ袋に入れて出さないようにお願いします。
- ▶ ごみの種類は年々多様化しております。本町におきましても、ごみの分別内容に変更が生じる場合には広報をいたします。

収集しないもの

下記のものは収集していません。

- ▶ 家電リサイクル対象品(テレビ、エアコン、洗濯機、乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫)、パソコン → P47をご覧ください。
- ▶ 指定ごみ袋に入らない大きさのもの → 町の指定業者に粗大ごみ収集を依頼するか、益城クリーンセンターに持って行ってください。
- ▶ 産業廃棄物 → 産業廃棄物処理業者にご相談ください。
- ▶ 事業系一般廃棄物(会社、商店などの事業活動から出るごみ) → 町の収集運搬許可業者に委託するか、益城クリーンセンターに持って行ってください。
- ▶ その他で代表的な物  
肥料袋、容器の中身が入ったままのもの(粉・液体・つぶ)、塗料、農薬、農薬ビン、農業用ビニール、農機具、パソコン、バッテリー、廃油、タイヤ、建材類、樹脂製波板、スレート、石綿、鉄骨、便利瓦、ボード板、石工板、バイク・車の部品、消火器、鉄の塊、火薬類、水銀、油類など → 販売店や専門の業者又は町の粗大ごみ収集の指定業者に相談してください。

ごみを直接「益城クリーンセンター」まで持ち込みをする場合

ごみは持ち込む前に必ずお電話等でご連絡をお願いします。

ごみの種類、大きさ、数量を具体的にお知らせください。

連絡先

- ◆ 場 所 益城クリーンセンター(益城町寺迫290)
- ◆ 電話番号 096-286-4190
- ◆ 受付時間 月～金曜日 午前9時～午後4時
- ◆ 休 場 日 土・日・祝日  
(※月・火曜日の祝日は除く。)



住みやすい環境づくりに貢献いたします

- 総合水処理センター
- 浄化槽維持管理
- 排水管洗浄
- 事業系ごみ収集運搬
- ポンプ槽清掃



有限会社 米満商会

代表取締役 米満 一

〒861-3101 熊本県上益城郡嘉島町鯉 1243 番地

TEL (096)237-0112  
FAX (096)237-0118

地域に貢献をモットーに



一般・産業  
廃棄物収集運搬業

株式会社 クリーン・アート

代表取締役 布田 正男  
上益城郡嘉島町鯉 1236-1

TEL  
(096)237-1952  
FAX  
(096)243-1210



消費生活・環境

ごみの分別方法

ごみは町指定のごみ袋に入れて下さい。(指定の袋以外は収集しません。)

ごみは収集日の朝8時までに出して下さい。収集日以外の日や収集後には絶対に出さないで下さい。

収集日	収集品目	出し方
<b>リサイクル</b> 偶数月の 第1月曜日 井寺 下六嘉 北甘木 偶数月の 第2月曜日 西村 上六嘉 偶数月の 第3月曜日 滝河原 上島 鯨 偶数月の 第4月曜日 高田 上仲間 下仲間 犬剱	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新聞、チラシ</li> <li>●雑誌(電話帳は除く)</li> <li>●段ボール</li> <li>●再利用ビン(ふたをはずし、軽くすすぐ) 一升ビン(透明ビン・油ビンは除く)・ビールビン</li> <li>●アルミ製品(缶ビール、缶ジュース、鍋など)</li> <li>●古布(古着、タオルケット、カーテンなど中綿の入っていない布製品)</li> </ul> <p>混ぜないで下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶特殊な紙 ビニールコート紙・紙コップなどのワック ス加工紙・油紙・写真・合成紙・防水加工紙・ 感熱紙・カーボン紙・ノーカーボン紙</li> <li>▶紙以外のもの 金属類、フィルム類、セロハン、ビニール ガムテープでしばらないで下さい。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶収集場所:各地区公民館等(ゴミステーションではありません。)</li> <li>▶収集日の8時30分までに出して下さい。</li> <li>▶新聞・チラシ、雑誌、段ボールはそれぞれをひもで十字にしばって下さい。</li> <li>▶空きビン・空きカンはふたをはずし中を軽くすすいで出して下さい。</li> <li>▶アルミ製容器は透明の袋で出して下さい。</li> <li>▶雨天の場合、紙類と古布の収集は出来ません。</li> </ul>
<b>燃えるごみ</b> 東校区 西校区 月火金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●料理くず(水をよく切って)</li> <li>●紙くず(リサイクルできないもの)</li> <li>●プラスチック製品(CD、ビデオテープ、ゲームソフト、おもちゃなど)</li> <li>●靴・鞆などの帯・ゴム製品</li> <li>●その他もえるもの</li> <li>●紙おむつ(汚物は除いて)</li> <li>●落ち葉や小枝、木切れ(長さ50cm以下)</li> </ul>  <p>指定袋に入れる</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶収集日の朝8時までに出して下さい。</li> <li>▶町指定のごみ袋に入れて下さい。(指定の袋以外は収集しません。)</li> <li>▶剪定くずや小枝も指定袋に入れて出して下さい。(家庭ゴミに限る。)</li> <li>▶コンポスト(生ごみ堆肥化容器)又は電動生ごみ処理機を利用すれば生ごみの量が減らせます。</li> <li>※購入費補助制度があります。</li> </ul>
<b>ビン・カン</b> 東校区 西校区 第1の水 第2の水	<ul style="list-style-type: none"> <li>●空きビン(必ずふたをはずし、軽くすすぐ) ドリンク剤のビン、ウイスキーのビン、ワインのビン、一升ビン、(透明・油ビン)調味料のビン、インスタントコーヒーなど</li> <li>●空きカン(スチール製容器) クッキー、ジュースのカン、海苔、お茶のカン、粉ミルク、缶詰のカン、食用油のカンなど。 スプレーのカン(必ず穴をあけて出す)</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶収集日の朝8時までに出して下さい。</li> <li>▶町指定のごみ袋に入れて下さい。(指定の袋以外は収集しません。)</li> <li>▶空きビン・空きカン・ペットボトルはふたをはずして中を軽くすすいで出して下さい。</li> </ul>
<b>ペットボトル</b> 東校区 西校区 第1の金 第2の金 第3の金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ペットボトル(飲料用、しょうゆ、酒類の容器) 必ずふたをはずし、軽くすすいで下さい。</li> <li>注)PETのマークのついたもの 食用油、調味料、シャンプー、洗剤、化粧品などの容器はプラの日に出して下さい。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶金属製のふたは「燃えないごみ」に、プラスチック製のふたは「プラの日」に出して下さい。</li> </ul>
<b>プラスチック製容器・包装</b> 東校区 西校区 毎週木 毎週火	<ul style="list-style-type: none"> <li>●プラスチック製の容器と包装 袋類、カップ類、パック・トレイ類、ふた、ラベル、緩衝材、ボトル類、レジ袋</li> <li>注)プラのマークのついたもの ※汚れているものは「燃えるごみ」に出して下さい。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶スプレー缶などは穴をあけ中のガスを抜いて出して出して下さい。</li> <li>▶蛍光管・乾電池は 収集場所:各地区公民館等(ゴミステーションではありません。)</li> </ul>
<b>牛乳パック</b> 東校区 西校区 第3の水 第4の水	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1ℓと500mlの牛乳パック 中をすすいで、開いて乾かして下さい。</li> <li>●その他の紙パック(酒パック、焼酎のパック、ジュースのパック、200mlのパックなど)は燃えるごみに出して下さい。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶蛍光管・乾電池は 収集場所:各地区公民館等(ゴミステーションではありません。)</li> </ul>
<b>蛍光管・乾電池</b> 東校区 西校区 第3の水 第4の水	<ul style="list-style-type: none"> <li>●蛍光管 割れないように購入時の箱に入れるか、新聞紙等に包んで出してください。割れた蛍光管は「燃えないごみ」に出してください。電球・電球型蛍光灯・電球型LEDは回収しません。「燃えないごみ」に出してください。</li> <li>●乾電池 マンガン・アルカリ乾電池のみ。(小さな透明袋に入れて出してください)充電式電池・ボタン電池は回収しません。(家電量販店の店頭回収をご利用ください。)</li> </ul> <p>収集場所:各地区公民館等(ゴミステーションではありません。)</p> <p>設置してある回収容器に入れてください。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶資源物がごみではなく貴重な資源です。原料となり再商品化されます。きれいなものでないとリサイクルできません。</li> <li>●ビンのふたをはずす</li> <li>●中を洗う など</li> <li>●ルールを守りましょう!</li> </ul>



消費生活・環境

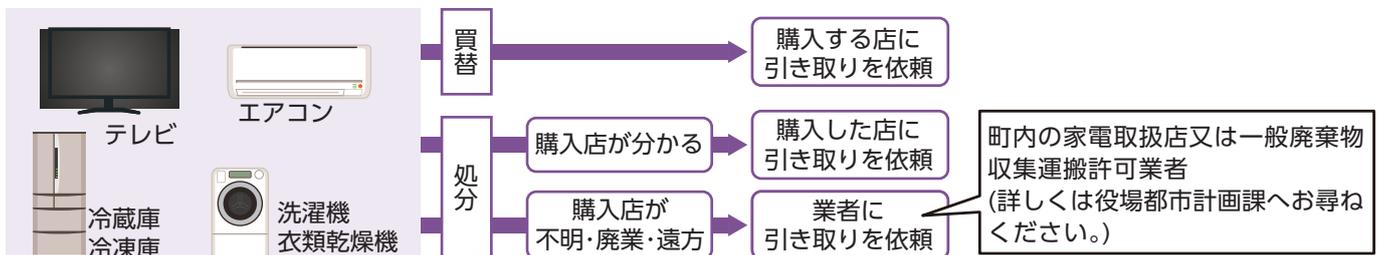
収集日等		収集品目	出し方
燃えないごみ	東校区 西校区 第3の水 第4の水	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ガラス類(板ガラス、コップ、化粧品のビン、電球、鏡など)</li> <li>●せともの類(茶碗、植木鉢など)</li> <li>●金属製品(鍋、やかん、フライパンなど)</li> <li>●小型の家電製品(カメラ、ドライヤー、時計など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶収集日の朝8時までに出して下さい。</li> <li>▶町指定のごみ袋に入れて下さい。(指定の袋以外は収集しません。)</li> <li>▶指定業者：(株)クリーン・アート ☎237-1952</li> <li>粗大ごみ収集申込受付は平日午前9時から午後4時まで。(祝祭日は除く)</li> <li>▶個人搬入について 益城クリーンセンター ☎286-4190</li> <li>月～金曜日9:00～16:00 (10円/kg)</li> <li>土・日・祝日は休みです。(月曜日・火曜日の祝日は除く)</li> </ul>
	粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ビデオデッキ、掃除機、扇風機、ラジカセ、ステレオ、ガスレンジ、ストーブ、ポット、炊飯器、食品棚、エレクトーン、オルガン、畳、タンス、ベッド、本棚 など</li> <li>●三輪車、自転車</li> </ul>	

区分		収集品目	出し方
収集しないごみ	事業系ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電器店、飲食店、事務所、商店、造園業、農家等の事業活動に伴って、生じたごみをいいます。(生ごみ、お茶がら、弁当がら、紙くず、木くず、段ボール、空きカンなどの全てのごみ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ごみステーションは家庭から出るごみの収集場所です。事務所から出るごみは出さないでください。</li> <li>・益城クリーンセンターへ持って行く。(10円/kg)</li> <li>・町の収集運搬許可業者に収集を委託する。(有料)</li> <li>▶家電リサイクル品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)の処分方法は下記をご覧ください。</li> <li>▶パソコンは、宅配回収業者(リネットジャパン(株) <a href="https://www.renet.jp/">https://www.renet.jp/</a>)か、破棄するパソコンメーカーのリサイクル受付に回収を依頼してください。</li> <li>▶その他の処理出来ないものは、専門の業者に引き取りを依頼してください。</li> </ul>
	出さないでください。ごみステーションには絶対処理できないもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>●テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、パソコン、タイヤ、バッテリー、バイク、消火器、焼却灰、農薬、農機具、農業資材、鉄骨、ドラム缶、太陽熱温水器、大型温水器、耐火金庫、波板(スレート類)、廃油、家を解体した廃材等、塩ビパイプ、産業廃棄物、がれき類(かわら、ブロック、コンクリート、土砂等)、危険物(火薬類、ガスボンベ)、揮発油(ガソリン、ペンキ、シンナーなど)</li> </ul>	

※このごみの分別表は代表的な物を記載しておりますので、ご不明な物はお問い合わせください。

### 家電リサイクル品目の処分方法

エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機については以下の方法で処分してください。



※リサイクル料金、収集運搬料金が必要となります。事前に依頼先へ相談してください。

※その他、ご自身で持ち込処分を検討されている場合は都市計画課へご相談ください。

### 使用済み天ぷら油

- ▶油購入時の容器や2ℓ以下のペットボトルに入れて、役場駐車場内(公用車倉庫西側)に設置している回収ボックスまでお持ちください。
- ▶回収した廃食油は、バイオディーゼル燃料(BDF)として活用しています。

### 生ごみ処理容器及び生ごみ処理機購入補助金

購入費の2分の1を助成します。助成限度額は、30,000円(百円未満切り捨て)です。

### 家庭用飲料水の水質検査補助金

- 家庭用飲料水の水質検査を実施された方に補助金を交付します。
- 検査代金 3,300円
  - 補助金額 1,600円(検査費用の2分の1。百円未満切り捨て)

▶ 環境にやさしい補助制度

嘉島町では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するための制度があります。補助金を利用して環境にやさしいエコライフをしましょう。

※補助金の申請をされる場合は、必ず工事着工前に行ってください。

※補助金の交付は予算の範囲内で行い、補助金の額は年度により変更になる場合があります。

※補助金の対象は、嘉島町に居住を目的とした住宅に設置する浄化槽です。

※補助金の申請については、詳しくは都市計画課にお問い合わせください。

浄化槽設置整備事業補助金

補助額	(1) 5人槽	332,000円
	(2) 7人槽	414,000円
	(3) 10人槽	548,000円

補助対象区域

公共下水道事業の事業計画区域以外の区域

▶ 自然エネルギー活用補助制度

住宅用太陽光発電システム設置費補助金

**補助内容** 嘉島町は地球環境への負担軽減を目的として、町民のクリーンエネルギー利用を積極的に支援し、環境保全意識の高揚を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置するものに対して補助金を交付いたします。

**補助額** 発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力に1キロワット当たり15,000円を乗じて得た額(上限5万円)

**補助件数** 各年度予算の範囲内

▶ 下水道

下水道の各種届出

次の場合は速やかに下水道係まで届け出てください。

- ① 下水道の使用を開始または廃止したとき
- ② 世帯人数が変わったとき(長期入院・単身赴任・自宅(嘉島町)以外から通学する学生等の異動など)

下水道使用料の算定方法

一般世帯においては住民基本台帳を基に人头割にて算定します。また、事業所等につきましては、毎月1回検針員が検針メーターを確認し、使用水量に応じて下水道使用料を算定します。なお、使用料は1ヶ月遅れでの請求になります。

新たに下水道を引きたいとき

嘉島町指定の排水設備指定工事店をとおして、下水道係への申請が必要になります。

▶ 簡易水道

水道に関する届出

簡易水道の給水区域(ゆうすいの杜とその周辺)において次の場合は届出が必要です。

- ① 水道の使用を開始するとき
- ② 水道の使用を中止するとき
- ③ 水道の使用を一時的に休止するとき(長期入院等)
- ④ 使用者の名義が変わるとき
- ⑤ 建物の解体等により水道を廃止するとき(水道メーターの撤去)

※水道を使用していなくても届出がされていなければ基本料金が発生しますので、ご注意ください。

水道の新設等

簡易水道の給水区域において、新たに水道を引いたり、水道の改造・修繕等を行いたい場合は、嘉島町指定給水装置工事業者に依頼してください。

費用は、自己負担となります。



### ▶ 犬を飼っている方へ

動物を飼う方は、他人への迷惑や危害を及ぼすことのないように十分な心配りが必要です。

犬の放し飼いは禁止されています。常につないで飼育してください。

犬のフンの後始末は飼い主の責任です。特に散歩時にはフンを持ち帰ることができるものを用意していきましょう。また、自宅敷地内での飼育もフンなどの悪臭で近所迷惑にならないようにしましょう。

また、犬が嫌いな人もいます。犬の吠える声が迷惑な人もいます。適正なしつけをするなど飼い主としての責任を果たしてください。

愛犬は大事な家族です。最期まで責任を持って飼育しましょう。

### ▶ 犬の登録

犬を飼い始めた日(生後90日以内の犬は90日を経過した日)から30日以内に登録申請をしてください。登録は、生涯1度だけです。登録手数料は3,000円です。

#### 登録事項の変更について

飼い主が変わったり、飼い犬が死亡した場合などは、都市計画課に届出をお願いします。

### ▶ 狂犬病予防注射

生まれてから91日以上飼育されている犬については、毎年1回、狂犬病予防注射が義務づけられています。

#### 集合注射で受ける場合

飼い犬を町に登録されている方に通知を送付します。集合注射を受ける場所に通知をご持参のうえ、注射を受けてください。

**注射料** 3,300円(うち500円は注射済票交付手数料です。)



土地登記簿及び字図を基に現地において、土地所有者などの立ち会いのもと、毎筆の土地について、所有者・地番・地目・地積・筆界に関する調査を行い、公共基準点を使って測量し、図面の作成・面積の計算を行い出来上がった地籍図及び地籍簿を法務局に送付して、正確な情報に登記を行います。



# 議会・選挙

## 議会

問 議会事務局

### 町議会

嘉島町を快適で住みよい町にするためには、日々の生活に深く関わる福祉・教育・道路・まちづくりなどにおいて、町民の意見が十分に反映されていることが必要です。

しかし、多くの町民が一同に話し合うことは困難です。そこで町民の声を町政に反映させるため、選挙で選ばれた代表者によって話し合いが行われます。この代表者が町議会議員と町長です。

町議会議員が集まって町民生活に密着した町の予算や条例などを話し合い、町の意味を決めるところが町議会です。町長は町議会が決定したことに沿って町政を進めていく役割を担っています。

このことから町議会を「議決機関」、町長や行政機関を「執行機関」ともいいます。町議会と町長は、それぞれ独自の権限を持ち、この関係は「車の両輪」に例えられます。

町議会と町長などの執行機関は、町民の皆さんの信任を基盤として対等の立場で尊重し、協力しあい議論することで、調和と均衡を保ちながら、より良いまちづくりのために活動をしています。

町議会は、年4回の定例会と必要に応じて開会される臨時会があります。

#### 町議会議員

町議会議員は、4年ごとの選挙によって選ばれます。

議員の定数は、嘉島町議会の議員の定数を定める条例の規定により11人と定められています。

#### 議長と副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙によって選出されます。

議長は、議会を代表し、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理します。

副議長は、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときに、議長の職務を行います。

#### 傍聴

会議は、公開で行われます。ぜひ町議会の傍聴にお越しください。

会議の当日、所定の用紙に住所、氏名、年齢を記入するだけで、どなたでも傍聴できます。

#### 議会広報誌

年に4回、定例会等の内容を紹介した「かしま議会だより」を発行しています。

みなさまの意見などをお聞かせください。

## 選挙

問 選挙管理委員会

### 選挙権

選挙の種類	選挙権の要件
衆議院議員・参議院議員	満18歳以上の日本国民
知事・県議会議員	満18歳以上で、引き続き3ヶ月以上県内の同一の市町村に住所のある日本国民。その方が県内の他の市町村に住所を移し、3ヶ月にならない場合も含まれます。
町長・町議会議員	満18歳以上で、引き続き3ヶ月以上その市町村に住所のある日本国民

### 被選挙権

選挙の種類	選挙権の要件
参議院議員・知事	満30歳以上の日本国民
衆議院議員・町長	満25歳以上の日本国民
県議会議員・町議会議員	満25歳以上の日本国民で、その選挙の選挙権のある方

### 投票の方法

選挙は、選挙期日(投票日)の投票時間内(午前7時～午後8時)に投票所において投票することが原則ですが、次のような方法でも投票することができます。

#### 期日前投票

投票日当日に仕事、旅行、冠婚葬祭などの理由により投票日に投票に行くことができないと見込まれる場合は、期日前投票をすることができます。期日前投票期間および時間は、公(告)示日の翌日から投票日の前日までの毎日(土・日・祝日も投票できます。)で、午前8時30分～午後8時までです。

#### 不在者投票

投票日当日に選挙人名簿登録地以外の場所に滞在していたり、都道府県が指定する病院や老人ホームなどの施設に入所して、投票日に投票に行くことができないと見込まれる場合は、それぞれ滞り場所、入院または入所している場所において不在者投票をすることができます。

投票用紙等請求書兼宣誓書を記入し、投票用紙等を請求いただく必要があります。

#### 郵便等による不在者投票

投票所での投票が困難な方が、自宅等で投票ができる制度です。身体障害者手帳、戦傷病者手帳および介護保険証をお持ちで該当する方は、自宅などで郵便による不在者投票ができます。投票するには、郵便投票証明書を所有し、選挙ごとに投票用紙を請求する必要があります。事前に登録申請が必要です。





# 医療機関リスト

(令和4年1月1日現在)

かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ちましょう

## 病院・医院

名称	所在地	電話番号
大串内科	嘉島町大字鯨2778	096-234-7873
嘉島クリニック	嘉島町大字鯨2639	096-237-1732
からしま小児科	嘉島町大字上島961	096-235-6333
香田整形外科	嘉島町大字北甘木2018	096-237-2811
さかた耳鼻咽喉科	嘉島町大字鯨1834-1	096-237-4133
しばた眼科	嘉島町大字上島2232イオンモール熊本内	096-235-2246
たなか内科眼科	嘉島町大字鯨1898-3	096-235-7235
西村病院	嘉島町大字北甘木2083	096-237-1551
のぐち皮ふ科	嘉島町大字上島964-1	096-237-4112
山地外科胃腸科医院	嘉島町大字上島2491	096-237-0003
よしむら内科・循環器科	嘉島町大字上島2299-1	096-235-7773
リハビリテーションセンター 熊本回生会病院	嘉島町大字鯨1880	096-237-1133

## 歯科

名称	所在地	電話番号
ありむら歯科医院	嘉島町大字鯨1836-2	096-235-4618
イッコウ歯科医院	嘉島町大字上島2187-11	096-234-7215
クドウ歯科医院	嘉島町大字鯨1808-2	096-237-2801
玉置歯科医院	嘉島町大字鯨2715-1	096-237-2370
ひがし歯科医院	嘉島町大字下六嘉1878-3	096-367-0112
ファミリー歯科クリニック	嘉島町大字上島2232イオンモール熊本内	096-237-4182

## 薬局

名称	所在地	電話番号
おおぞら薬局嘉島店	嘉島町大字北甘木2094-1	096-285-3558
かしま調剤薬局	嘉島町大字鯨1855-1	096-235-4193
さつき薬局嘉島店	嘉島町大字北甘木2027-2	096-235-4551
そよ風薬局嘉島店	嘉島町大字上島2496-1	096-237-4605
なまず調剤薬局	嘉島町大字鯨1898-5	096-235-2177
ひばり薬局	嘉島町大字鯨1873-5	096-288-6950





# 健康マップ

地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。

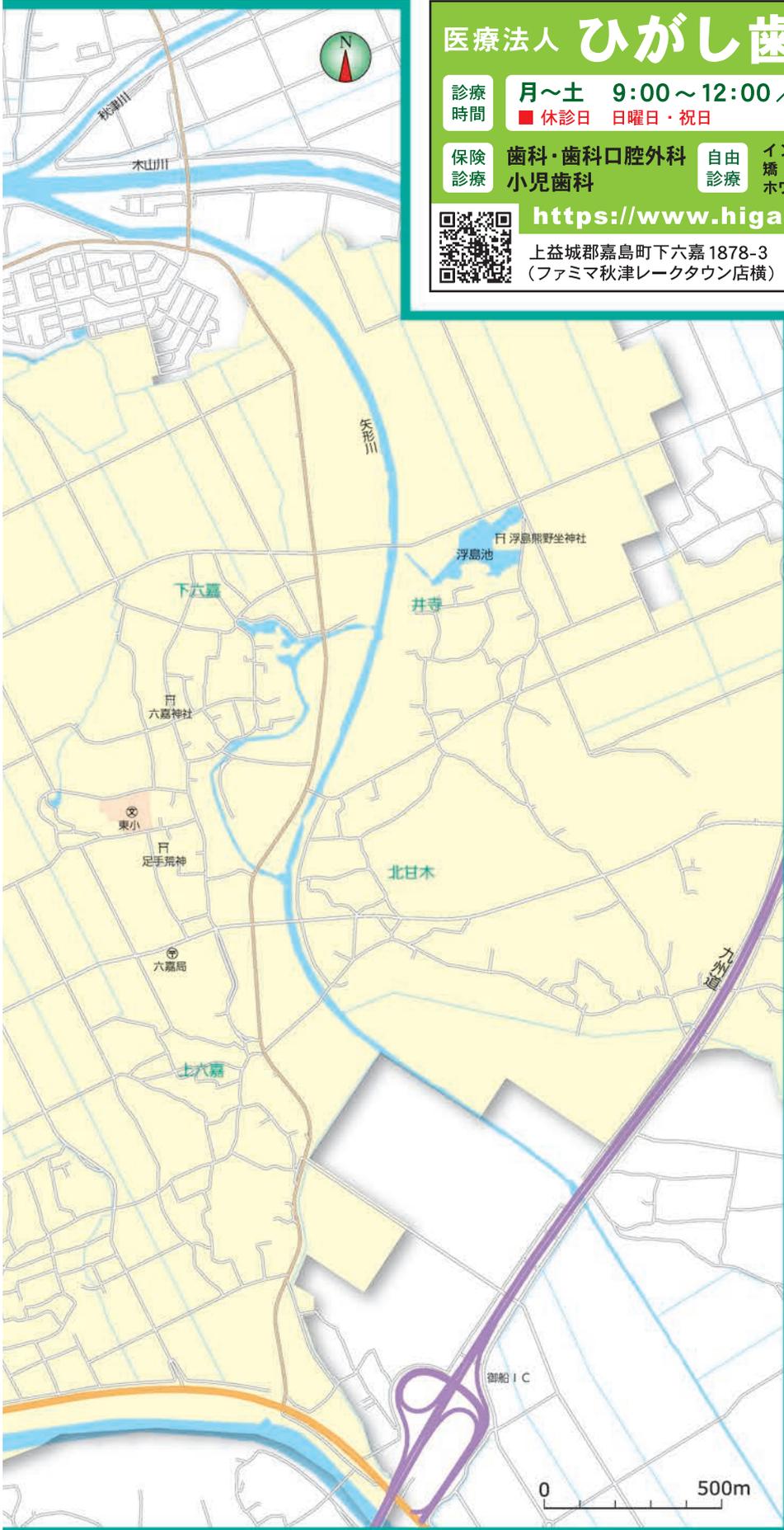


**リハビリテーションセンター  
熊本回生会病院**  
嘉島町鯨1880  
☎ 237-1133





ここは有料広告掲載ページです



## 医療法人 ひがし歯科医院

診療時間 月～土 9:00～12:00 / 13:00～17:30  
 ■ 休診日 日曜日・祝日

保険診療 歯科・歯科口腔外科 自由診療  
 小児歯科 インプラント (25～33万)  
 矯正歯科 (2～77万)  
 ホワイトニング (0.3～2.2万)



<https://www.higashishika.com>

上益城郡嘉島町下六嘉 1878-3  
 (ファミマ秋津レークタウン店横)

☎ 096-367-0112



### いつもと違う頭痛

今までに経験したことのないような激しい頭痛で嘔気、嘔吐を伴う場合は、くも膜下出血の可能性ががあります。即刻、専門の医療機関での受診が必要です。また、高熱や麻痺を伴ったり、ろれつ困難となった場合も、直ちに医療機関に相談してください。一瞬のためらいが手遅れをもたらす可能性があります。



## よしむら 内科・循環器科

● 高血圧・心臓病に関する健康相談

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00～12:00	●	●	●	●	●	9:00 13:00
14:00～18:00	●	●	13:00 15:00	●	●	×

【休診日】日曜・祝日

嘉島町上島 2299-1 ☎ 235-7773



## 医療法人 社団 五代会 山地外科胃腸科

Yamaji.Surgery.GastroEnterology.Clinic

外科・胃腸内科・内科・循環器内科

平日 午前9:00～12:30 午後2:00～6:00  
 土 午前9:00～13:00 午後休診

(第2・第4土曜日・日曜・祝日は休診)

嘉島町上島 2491

☎ 096-237-0003(代表) FAX 096-237-0400





# 住まいの基礎知識

## リフォームの進め方とポイント

### Step1 具体的な計画をたてる

- 時期、期間は？ ● 予算は？

リフォームの目的から具体的な計画を立てましょう。  
この時点での情報収集も大切なポイントです。



### Step2 事業者を決める～契約する

- 施工業者の事業内容がリフォーム目的と合致しているか？
- 実績や業務内容を吟味。信頼できる事業者か？
- 候補を数社選んで同じ条件で見積書を提出してもらい検討したか？

契約前に疑問点・不安点は徹底的に確認しましょう。

見積書・提案書や契約書だけでなく、打ち合わせの際の資料やメモなど書類にはしっかり目を通し、保管しておきましょう。



### Step3 着工

- 工事に向けての準備や近隣への周知は大丈夫か？
- 工程表に基づいて進んでいるか？
- 変更・追加などが発生していないか？

定期的に施工業者から報告・連絡を受けるようにしましょう。また、不安がある場合は施工業者の担当者を通じて確認するようにしましょう。

### Step4 着工後

- 事業者立ち会いの下、確認をし説明をうけたか？
- 今後のメンテナンスや保証先を確認したか？

## リフォームの疑問

**Q** リフォームの費用はどのくらいかかりますか？

**A** 改装の範囲で変わっていきます

建物の一部分の改装もリフォームですし、全面改装でもリフォームです。当然のことですが、手を加えれば加える程かかる費用は増えていきます。例えば、畳敷きの6畳間をフローリングに替える場合は十数万円ですが、家全体に及ぶ大掛かりな改装の場合は、建替えの方が安くなる事もあります。



**Q** 満足いくリフォームのポイントは？

**A** まずは現在の不満点を挙げてみましょう

現在のお住まいの不満のある所をリストアップする事をおすすめします。そうする事でただ漠然と不満に感じていた事も具体的に検討出来るようになり、優先順位をつけて内容の整理もしやすくなります。

また、キッチンなどの設備の取り替えをお考えの場合は、ショールームなどで実際に見て触ってみる事も重要です。



**Q** 信頼のおける業者とは？

**A** 2～3社は候補を挙げて比較しましょう

- 費用の安さで決めずに、契約内容に納得した上で契約をかわしましょう。
- 建築士や増改築相談員などの資格者がいるか確認しましょう。
- 経験豊富で実績がある事業者かどうか確認しましょう。
- アフターフォローはどうなのか、必ず確認しましょう。



感謝と共にこれからも  
暮らしを支える仕事への誇りを胸に

建設資材の総合商社・専門工事業

**イ** 株式会社 清永宇藏商店

代表取締役 守谷 光弘

〒861-3194  
上益城郡嘉島町上仲間294番地22  
嘉島リバゾン卸売団地内

TEL : 096-237-3111  
URL : <https://kiyonaga.co.jp>

万ーに備えて、住まいの講座



株式会社サイネックスによる編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです

総合造園

前田造園

代表者 前田 欣正

☎・FAX 237-0318

嘉島町下六嘉1684

一級建築士事務所

GE-MENT inc.

株式会社 ジメント

本社 熊本市中央区出水6丁目20番61号  
(862-0941) TEL 096-379-0565  
FAX 096-237-1506

熊本事務所 熊本県上益城郡嘉島町鯉2637  
(861-3101) TEL 096-237-1501

防災自動ドア エコ・ドア「ミーモ」  
販売代理・指定工事店(企画設計施工)

店舗設計/住宅新築リフォーム  
介護住宅リフォーム

【熊本県知事許可(般-2)第19182号】

株式会社 オガタ装建

代表取締役 緒方 恵

嘉島町上島 2481-1

TEL 096-237-3601  
FAX 096-237-3307  
携帯 090-7389-7308



(有)河津工業

■解体工事業 ■土木工事業  
■産業廃棄物収集運搬業

本社 熊本市東区南町 18 番 8 号  
TEL.096-368-7051

事務所 上益城郡嘉島町鯉 845-1  
TEL.096-237-3127  
FAX.096-237-4909

全解工連  
熊本県解体工事業協会

ISHIHARA TILE INDUSTRY 瓦

石原瓦工業

代表 石原 雄三

(取扱いメーカー)

- ◆三州瓦
- ◆石州瓦
- ◆淡路瓦
- ◆各種セメント瓦

瓦のことなら(石原瓦工業)まで!  
屋根の点検・ご相談・見積り無料!

TEL.096-237-2211 FAX.096-237-3561  
〒861-3101 嘉島町鯉1544-2 <http://ishihara-kawara.com/>

Morita Artisan Construct

株式会社 森田工建

住宅基礎工事全般

〒861-3101 嘉島町鯉1376-5  
☎096-237-1528  
FAX096-237-3751

給排水衛生設備工事

水道工事全般  
漏水調査・蛇口水漏れ  
蛇口修理・トイレつまり  
排水管水もれ・井戸ポンプ修理

有限会社  
リュウカン

嘉島町下仲間 1253-4  
☎ 237-1961

社団法人  
全国タイル業協会会員

熊本県  
タイル工事業組合会員

有限会社  
迫本タイル工業

嘉島町上島 1960-1  
TEL (096)237-3531  
FAX (096)237-3532



# 嘉島町商工会

## 商工会とは

商工会は、地域の商工業の振興と住みよい地域づくりに寄与するため、商工業者によって組織された総合的経済団体です。



## 商工会の事業活動

### 金融相談

経営改善や資金繰りのために必要な資金について、国・県・市町村の制度融資や民間金融機関の行っている貸付制度を紹介しながら、あなたにあった金融制度を選び、融資斡旋も行っています。

### 税務・経理相談・記帳指導・事務代行

経営の近代化を推進するため、記帳から決算まで一貫した継続指導を行います。また、月次試算表や精算表の作成など商工会連合会のコンピューターと連動した記帳機械化事業及び社会保険・労働保険の代行や指導も行います。又決算、申告期には税理士の資格を持った人を専門相談員として招くなどして、特別な相談指導を行っています。

- 税務、記帳支援
- 労働保険の代行や指導

### 経営相談

仕入れ、生産、販売、市場調査等についてのご相談や専門家による店舗診断、工場診断なども実施します。

- 創業、経営革新支援
- エキスパートバンク

### 事業計画書作成支援事業

企業の継続性・安定性・成長性を確保するために、事業計画書作成を支援することで“稼げる企業”への体質改善を図ります。

### 補助金支援

小規模事業者持続化補助金、革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金、創業・事業承継補助金、IT導入補助金等各種補助金の応募申請書作成支援等を行います。

### 共済制度

中小企業者の経営と生活安定や、事業主・従業員のケガ、病気等への幅広い対応のために、各種共済制度がもうけられています。お気軽にご相談ください。

- 小規模企業共済
- 倒産防止共済
- 商工貯蓄共済
- 特定退職金共済
- 福祉共済「がん補償」
- ふれんど共済

### 地域総合振興事業

- 総合振興事業  
各種イベントへの主催・参加
- 商業振興事業  
商店経営の講習会、視察研修
- 工業振興事業  
研修会、部会例会の開催、パソコン研修会の実施
- 業種別部会活動  
専門知識の習得・情報交換・親睦交流の場として活動しております。
- 青年部活動  
次代の経営を担う、若手経営者や後継者による組織。異業種交流や視察旅行、研修会、奉仕作業などの活動をおこなっています。
- 女性部活動  
経営者の奥様や女性による組織。各種研修会や地域への奉仕、教養講座などの活動をおこなっています。

### 経営革新計画支援

現状の経営を打破するために、自社の経営革新(新たな取り組みによる経営の向上)に取り組む企業に対して専門家等を派遣しながら、承認までの支援を行います。

### 商談会・物産展の開催

流通業者・消費者と企業のマッチング事業を実施し、販路開拓・拡大の支援を行います。

## 嘉島町商工会

〒861-3106 嘉島町上島929 TEL:096-237-0734 FAX:096-237-3251  
URL:<http://www.kumashoko.or.jp/kashima/>



## 編集後記

「嘉島町 暮らしの便利帳」は、嘉島町にお住まいの皆様方へ、町の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行いたしました。

また、町民の皆様方に、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として嘉島町と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「嘉島町 暮らしの便利帳」は、地域の各団体及び事業者の皆様のご協力により、行政機関への設置はもとより、嘉島町の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

■「嘉島町 暮らしの便利帳」に掲載の行政情報は、令和3年12月現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。

■また掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。



令和4年1月発行

発行

嘉島町／株式会社サイネックス

制作

株式会社サイネックス

〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15

TEL.06-6766-3333(大代表)

広告販売

株式会社サイネックス 熊本支店

〒862-0976 熊本県熊本市中央区九品寺2-1-24

TEL.096-362-9796

※掲載している広告は、令和3年12月1日現在の情報です。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。



# JA かみましき

上益城農業協同組合 本所

〒861-3243 熊本県上益城郡甲佐町大字白旗 543-1

JA かみましき TEL 096-234-1155 FAX 096-234-0890

## 嘉島支所

〒861-3106  
上益城郡嘉島町上島 624  
TEL 096-237-0004

## 嘉島支所購買

〒861-3106  
上益城郡嘉島町上島 624  
TEL 096-237-0098

## 六嘉給油所

〒861-3104  
上益城郡嘉島町北甘木 2206  
TEL 096-237-0009

## 上益城農機センター

〒861-3104  
上益城郡嘉島町北甘木 2206  
TEL 096-235-2340

## 上益城車輛センター

〒861-3104  
上益城郡嘉島町北甘木 2206  
TEL 096-237-0001

## よかよか うまか とれたて市場嘉島店

〒861-3104  
上益城郡嘉島町北甘木 2206  
TEL 096-235-6201

## 嘉島カントリー

〒861-3105  
上益城郡嘉島町上六嘉 1733  
TEL 096-237-2137

## 大豆共同乾燥調製施設

〒861-3105  
上益城郡嘉島町上六嘉 1731  
TEL 096-237-0979

## 上益城食材センター

〒861-3106  
上益城郡嘉島町上島 624  
TEL 096-237-3773

# よかよか うまか とれたて市場 嘉島店

毎日新鮮な旬の農作物をはじめ、地域の農作物を利用した加工品を販売しています。



〒861-3104 上益城郡嘉島町北甘木 2206 TEL 096-235-6201

